

第 3 期
信濃町子ども・子育て支援事業計画
（令和7年度～令和11年度）

令和7年3月

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	子ども・子育て審議会	3
第 2 章	子どもと子育てを取り巻く現状と課題	
1	統計からみる信濃町の現状	4
2	子育て支援の現状	7
3	アンケート調査の結果	10
第 3 章	計画の基本理念と目標	
1	基本理念	29
2	計画の視点	29
3	基本目標	30
4	教育・保育提供区域の設定	30
5	基本理念と計画の展開	31
第 4 章	子ども・子育て支援施策の推進方法	
1	健やかに子どもが育つ環境	32
2	安心して子育てできる環境	41
3	地域ぐるみで子どもを育む環境	50
第 5 章	計画の推進体制	
1	関係機関等との連携	55
2	計画の達成状況の点検・評価	55
第 6 章	資料編	56
1	信濃町子ども・子育て審議会設置条例	56
2	信濃町子育て支援事業一覧表	58

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、近年、急速な少子・高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が増していることに加え、核家族化の進展による子育て家庭の孤立や地域のつながりの希薄化、児童虐待の増加や共働き家庭の増加による待機児童問題などの課題が浮き彫りになり、個人の価値観やライフスタイルの多様化も相まって、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次世代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法*」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。そして、令和4年6月に「こども基本法」が成立、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとして掲げ、子どもの最善の利益を第一として、子どもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指すこととしています。

町では、幼児期の教育・保育及び子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年3月に「信濃町子ども・子育て支援事業計画」を、令和3年3月に「第2期 信濃町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実を図ってきました。

今般、令和6年度末で「第2期 信濃町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、これまでの取り組みを踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期 信濃町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、きめ細かで切れ目のない子育て環境の充実に取り組めます。

*：子ども・子育て支援法

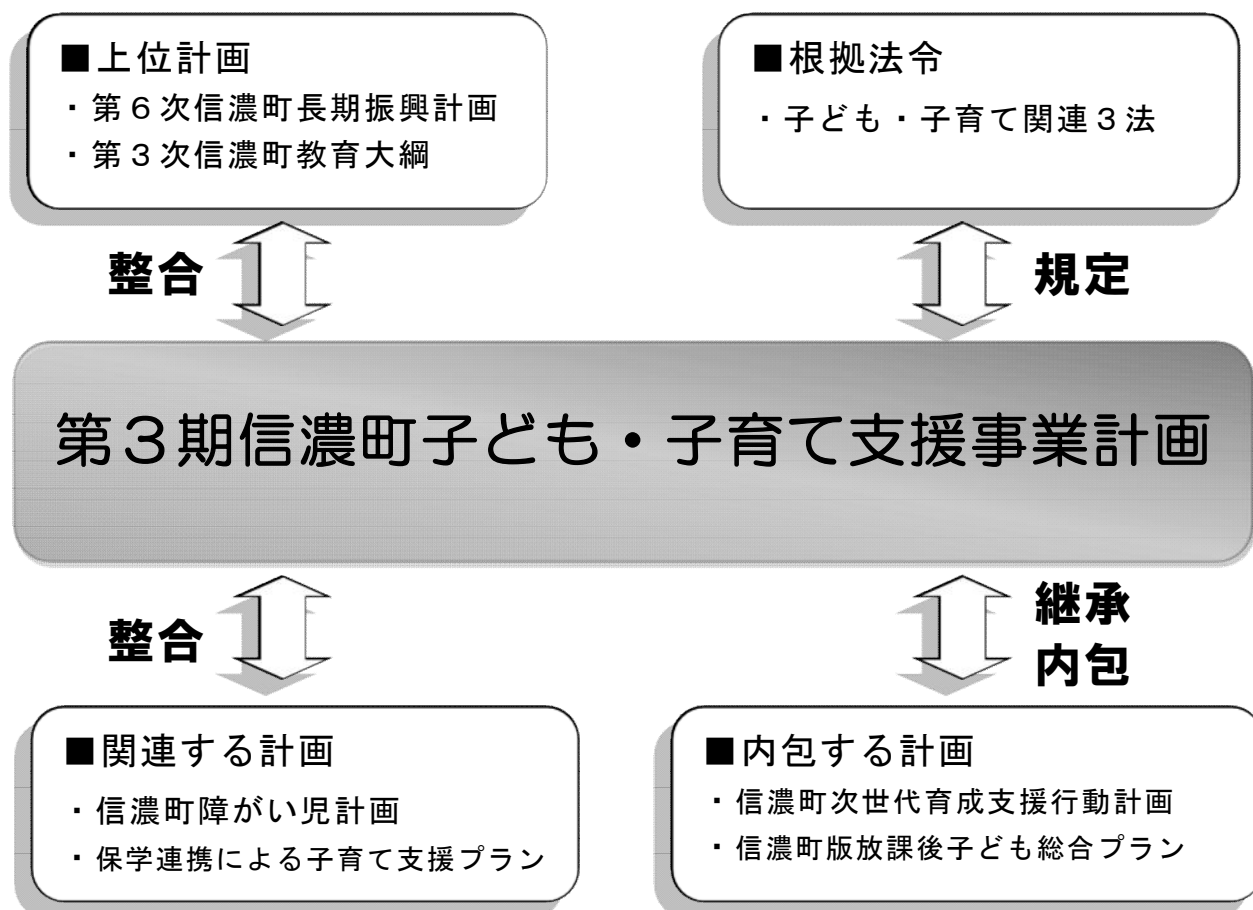
・認定こども園法の一部改正法

・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

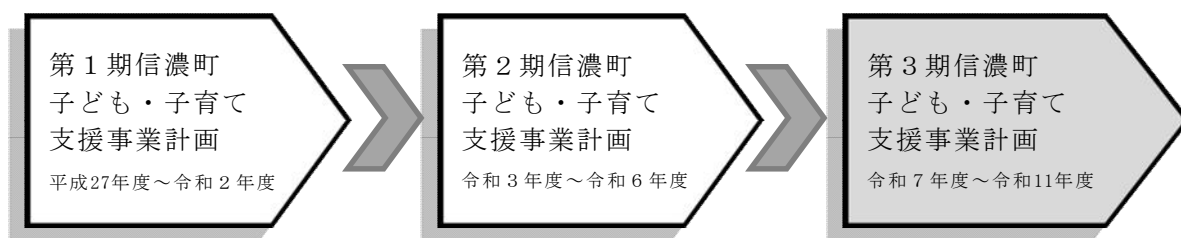
また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を内包するとともに、平成30年9月に文部科学省から示された「新・放課後子ども総合プラン」を基に、信濃町版放課後子ども総合プランを内包しています。また、令和2年度から令和11年度までの「第6次信濃町長期振興計画」と令和7年度から令和11年度までの「第3次信濃町教育大綱」をはじめ、関連する分野別計画との整合を図り、策定しています。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても、計画の内容と実状に大きな乖離が生じた場合など、計画の見直しの必要があると判断した場合は、見直しを行うものとします。



4. 子ども・子育て審議会

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、設置した「信濃町子ども・子育て審議会」の意見を踏まえて、推進します。

委員は、子どもの保護者や、子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

職 名	人 数	職 名	人 数
学識経験者	2名	子ども関係団体に属する者	6名
保育関係者	3名	子どもの保護者	4名
教育関係者	1名	計	16名

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状と課題

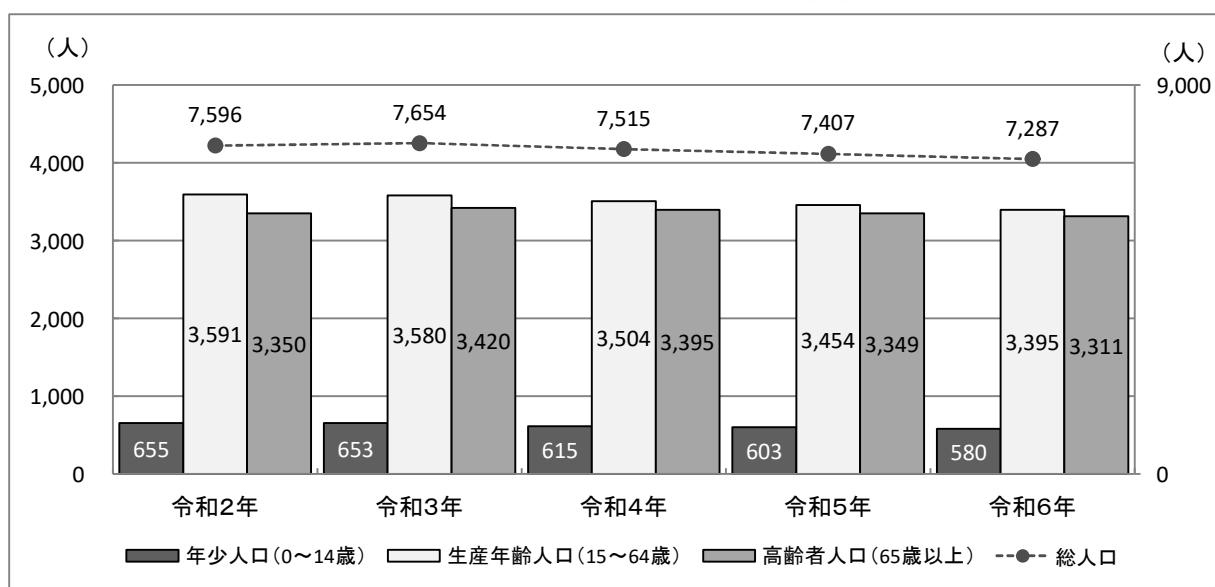
1. 統計からみる信濃町の現状

(1) 人口構造と世帯数の推移

令和6年4月1日現在の本町の総人口は7,287人で、ここ5年間の人口（毎月人口異動調査）を見ると、減少傾向で推移していることが分かります。

また、総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は、令和2年の8.6%から、令和6年には8.0%と減少傾向にあり、一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は、令和2年の44.1%から、令和6年には45.4%と、増加傾向にあることから、少子高齢化が更に進んでいます。

総人口と年齢3区分人口の推移



※各年4月1日現在 「年齢不詳」を含むため各年代の合計値は総人口と一致しない

（資料：長野県「毎月人口異動調査」）

更に、世帯数の推移を見ると、ここ5年間で38世帯増加しており、平均世帯人員においては、令和2年の2.44人から、令和6年には2.27人と減少傾向で推移しています。

世帯数と平均世帯人員の推移

（単位：世帯、人）

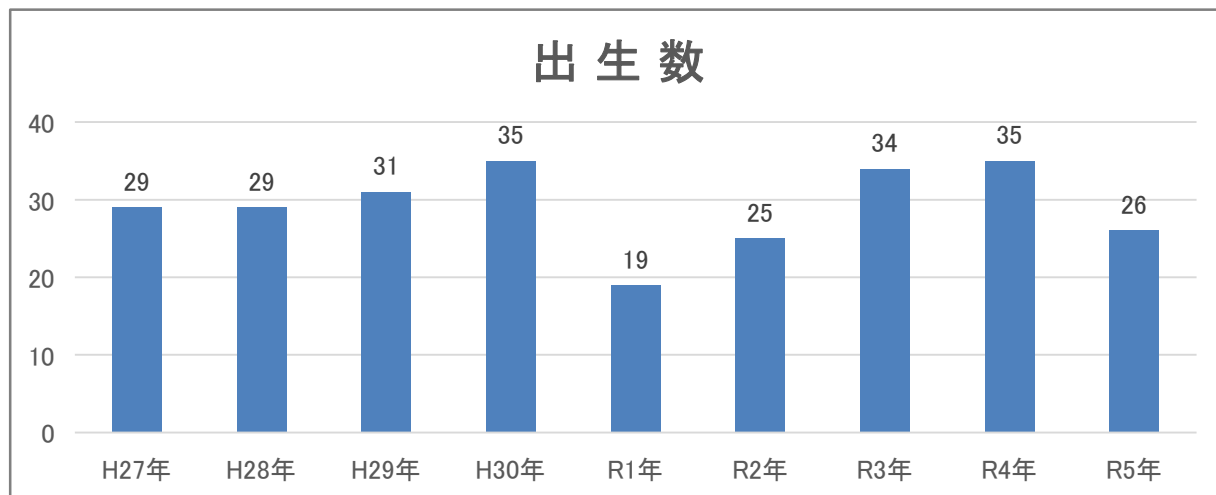
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
世帯数	3,325	3,348	3,340	3,334	3,363
平均世帯人員	2.44	2.39	2.36	2.33	2.27

※各年4月1日現在

（資料：住民福祉課）

(2) 出生数

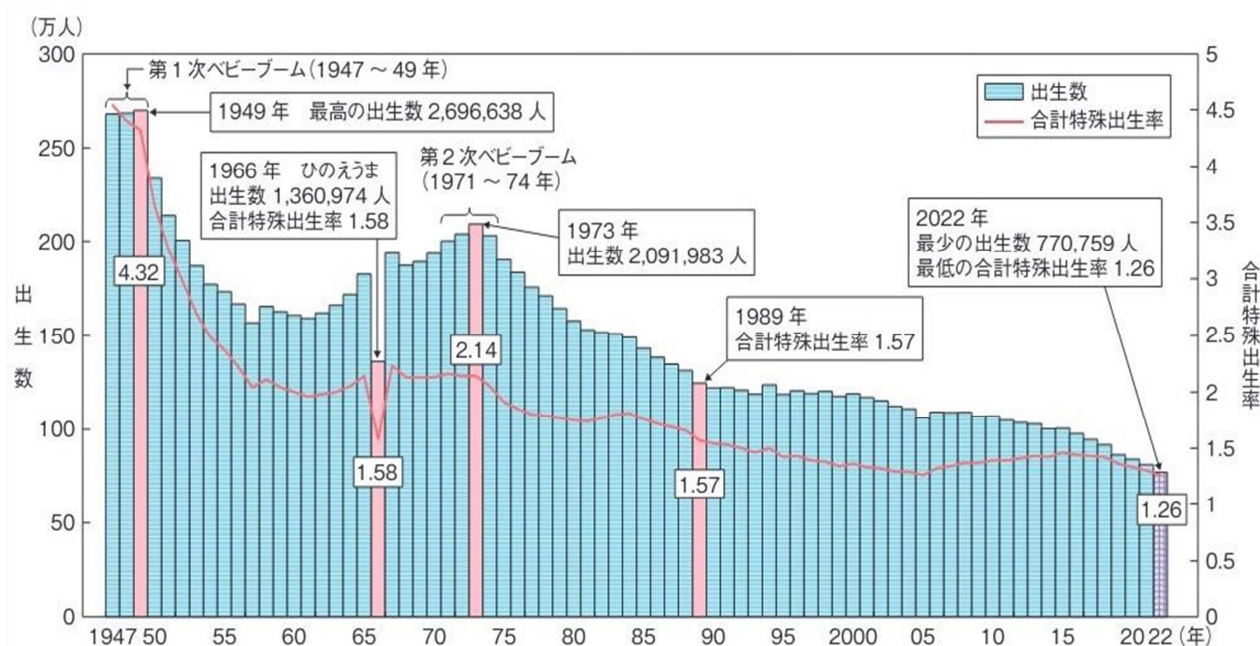
出生数は30人前後で推移していますが、令和元年度に限っては19人まで減少しています。



(資料：信濃町勢要覧)

(3) 合計特殊出生率

全国の合計特殊出生率*は、2005年の1.26を最低に上昇傾向にありましたが、2022年には過去最低に並び、対象年齢人口が減少していることから出生数は減少の一途であり、この状況は当町も同様の傾向にあります。

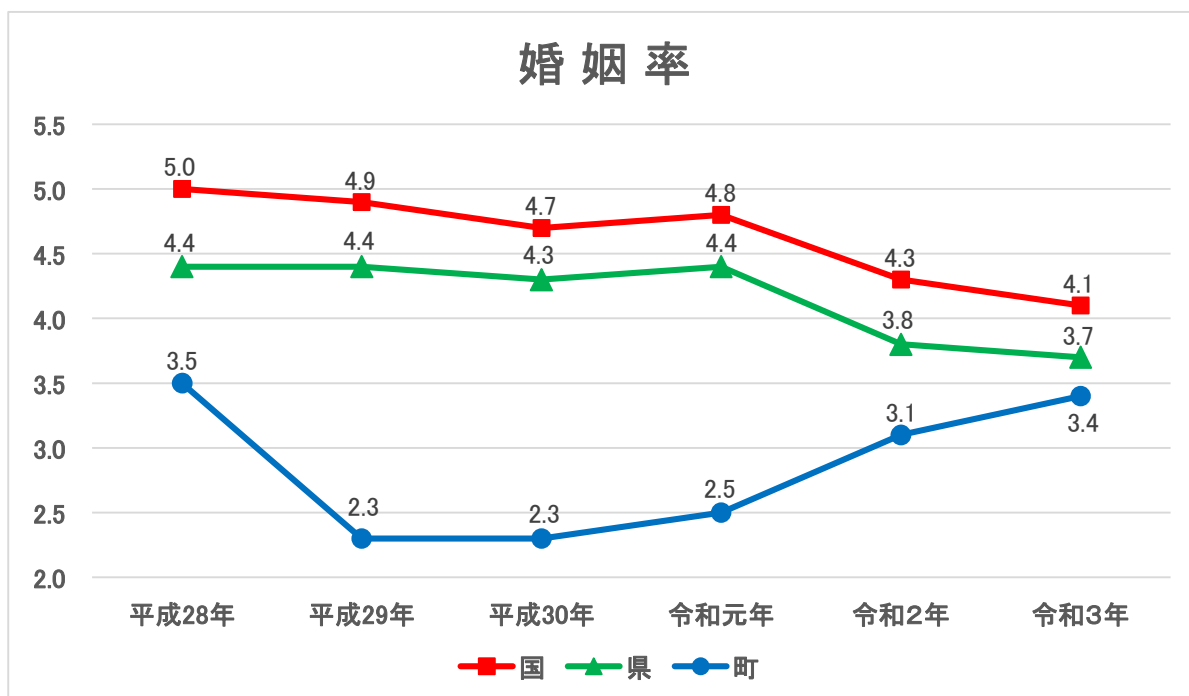


(資料：人口動態統計 厚生労働省)

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む平均的な子どもの数に相当する。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。

(4) 婚姻率

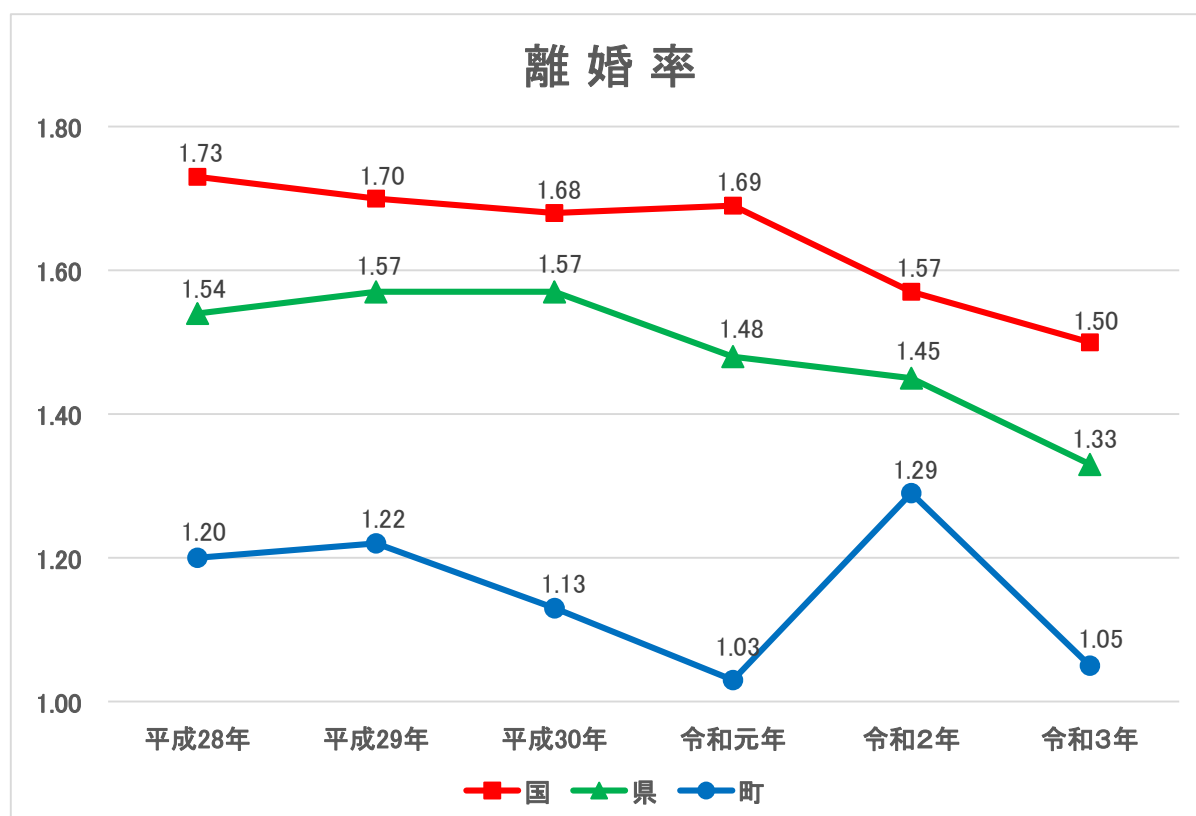
婚姻率（結婚件数/人口×1,000）は、年によって変動していますが、国、県と比較して町は若干低く令和3年では、3.4となりました。



資料：長野県衛生年報

(5) 離婚率

離婚率（離婚件数/人口×1,000）は、国や県と比較して町は若干低く、令和3年には1.05となりました。



2. 子育て支援の現状

1) 町立保育園の概況

子どもの数が年々減少しているなか、入園児童数が4園で130人を超えているのは、3歳未満児保育の需要の高まりが要因となっています。また、一時保育の利用者数も増加傾向にあることから、未満児保育の需要が増えていることが分かります。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園数	4園	4園	4園	4園	4園 ※1
定員数	280人	280人	280人	280人	244人 ※1
入園児童数	159人	154人	130人	135人	142人
入園率	56.7%	55.0%	46.4%	48.2%	58.2%
一時保育 ※2 (延人数)	259人	13人	120人	55人	0人
延長保育 (延人数)	574人	499人	439人	391人	329人

※1 令和5年度は、保育士不足により野尻保育園を休園

※2 新型コロナウイルス感染症対策により休止期間あり。令和5年度は保育士不足により休止

2) 木育ルームなかよしの概況

子育て中の親子の交流・育児相談が行える「木育ルームなかよし」を総合体育館の一室に開設しています。平成28年度からは、よろず相談を実施し、子育て中の保護者の不安や孤立感の軽減に繋がっています。

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用人数	3,354人	2,976人	2,255人	2,265人	2,775人
絵本貸出	888冊	802冊	679冊	494冊	1,050冊
あそびの会 ※	151人	60人	0人	0人	61人
乳房 マッサージ	367人	227人	263人	233人	254人
よろず相談	78人	61人	62人	82人	79人

※ 令和2～5年は、新型コロナウイルス感染症対策により開催の制限期間あり。

3) 子育て支援グループの概況

地区毎にある子育て支援グループの活動状況です。

	子育てグループの経過	参加人数
令和元年度	各地区で世話人が立てられず保健師が事務局となる	80人
令和2年度		9人
令和3年度	コロナにより休止	—
令和4年度	4地区合同「ぞうさん」として再開	69人
令和5年度	4地区合同「ぞうさん」で継続	63人

4) 母子保健事業の概況

町保健師が行っている母子保健事業です。

事業名		令和元年度	令和5年度
母子健康手帳の交付 (伴走型支援・出産・ 子育て応援交付金)	交付件数	36件 (-)	28件 (40件)
ハローベビークラス	参加人数	43人	63人
新生児訪問 (伴走型支援・出産・ 子育て応援交付金)	訪問件数	21件 (-)	26件 (26件)
よろず相談	相談件数	115件	79件
希望の会	参加人数	15人	13人
すくすく相談	参加人数	21人	19人
乳児健康診査	受診者数	90人	77人
幼児健康診査	受診者数	56人	66人
親子教室 (ちーちーぱっぱ)	参加人数	1歳半 4人 3歳 6人	1歳半 10人 3歳 5人
3歳6か月児視力検査	受診者数	44人	30人

5) 信濃町児童クラブの概況

放課後や学校休業日における児童（本館：1年生から3年生）（分室：4年生から6年生と学校休業日）の安全・安心な居場所の確保と遊びや学習、体験活動の場を提供しています。登録者数は減少傾向にあります。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本館	85人	68人	63人	70人	67人
分室	39人	29人	41人	22人	17人
合計	124人	97人	104人	92人	84人

6) 小・中学校の概況

平成24年度には、5つの小学校と中学校を一つにした信濃小中学校を開校しました。児童生徒数は年々減少の一途をたどっています。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	316人	290人	282人	262人	244人
中学校	177人	181人	189人	176人	169人
児童・生徒 合計数	493人	471人	471人	438人	413人

7) 特別支援学級の概況

特別な配慮を必要とする児童・生徒に対して、一人ひとりの個性や特徴に合わせた特別な支援を行う教室です。

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	学級数	3学級	2学級	2学級	2学級	2学級
	児童数	19人	13人	12人	10人	9人
中学校	学級数	3学級	3学級	3学級	3学級	2学級
	生徒数	13人	10人	15人	15人	13人
合計	学級数	6学級	5学級	5学級	5学級	4学級
	児童・生徒数	32人	23人	27人	25人	22人

3. アンケート調査の結果

信濃町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子育ての実態や保護者の意向などを把握するためアンケート調査を令和6年に行いました。

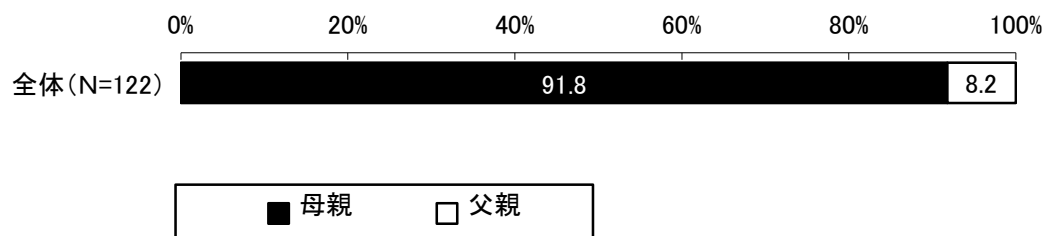
- 調査の対象 : 町内在住の就学前児童の保護者
- 対象者 : 住民基本台帳(令和6年1月31日)より対象となる
生年月日の全ての児童(215人、155世帯)
- 調査期間 : 令和6年2月5日(月)～令和6年2月29日(木)
- 調査票の配布・回収方法 : 保育園在園児は、保育園を通じて配布・回収
未就園児は、郵送による配布・回収

●回収結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	155	122	78.7%

●回答者

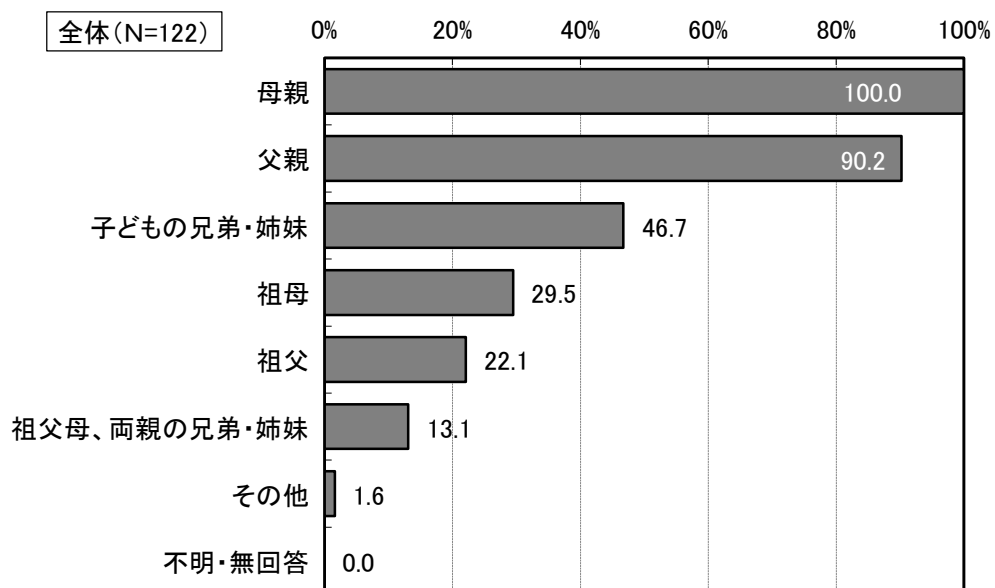
「母親」が91.8% 「父親」が8.2%となっています。



■ 1 子どもと家族の状況について

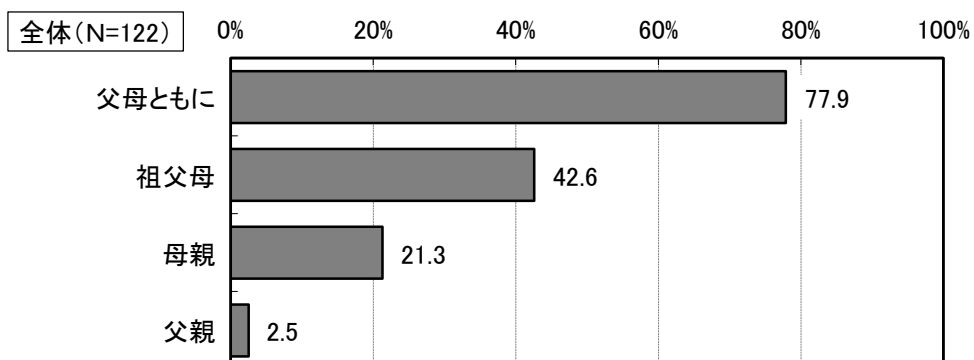
(1) 同居している人

「子どもの兄弟・姉妹」が46.7%、「祖母」が29.5%、「祖父」が22.1%となっています。



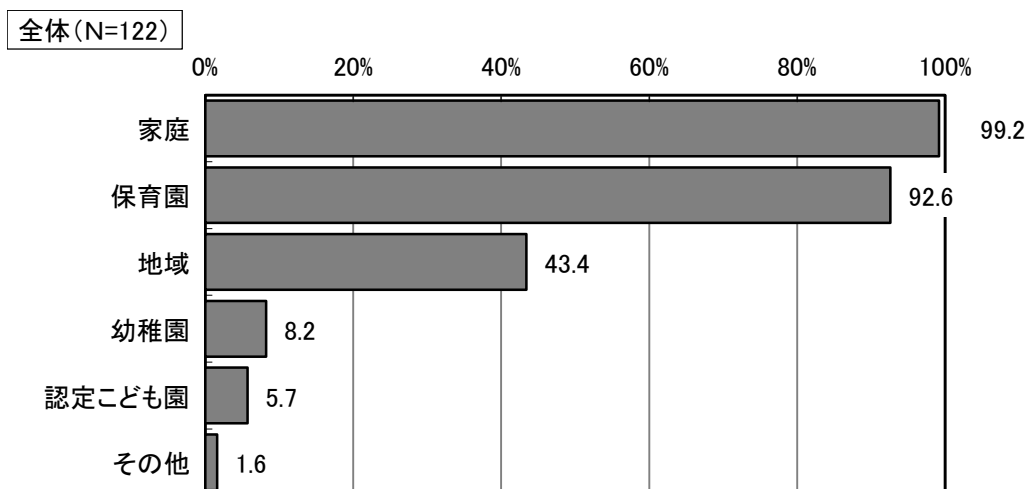
(2) 子育てに日常的に関わっている人（複数回答可）

「父母ともに」が77.9%と最も高く、次いで「祖父母」の42.6%となっています。



(3) 子育てにもっとも影響すると思われる環境（複数回答可）

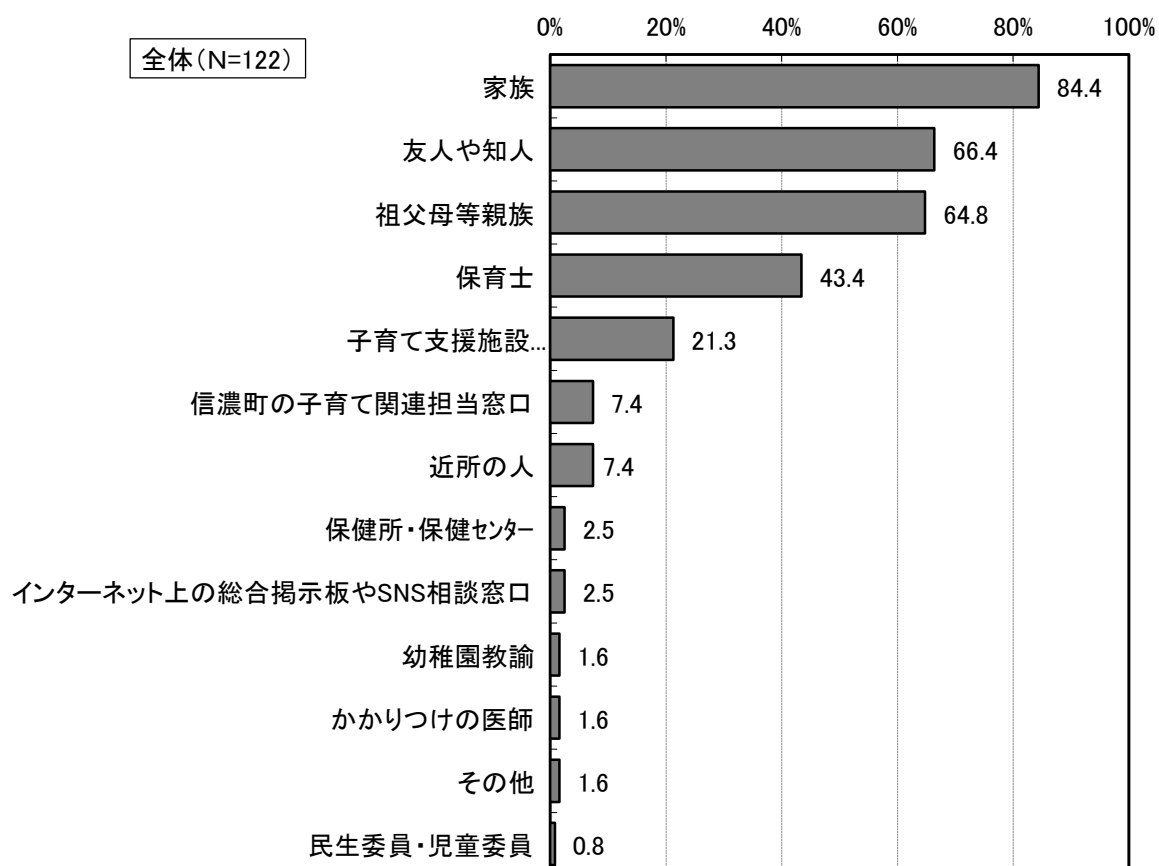
「家庭」が99.2%と最も高く、次いで「保育所」が92.6%となっています。



■ 2 保護者の状況

(1) 気軽に相談できる人や場所について（複数回答可）

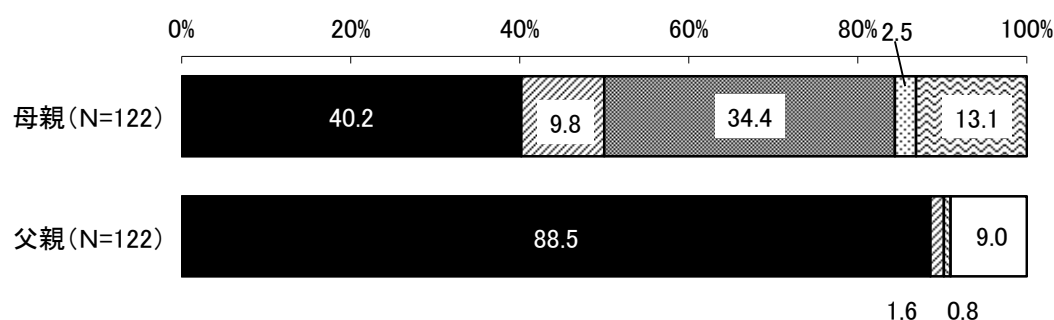
「家族」が84.4%と最も高く、次いで「友人や知人」が66.4%、「祖父母等の親族」が64.8%となっています。



(2) 就労状況

母親、父親ともに「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、母親については「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が40.2%を占めています。

父親では、1.6%とわずかですが育休等の取得が見受けられ、就労環境の変化が見られます。

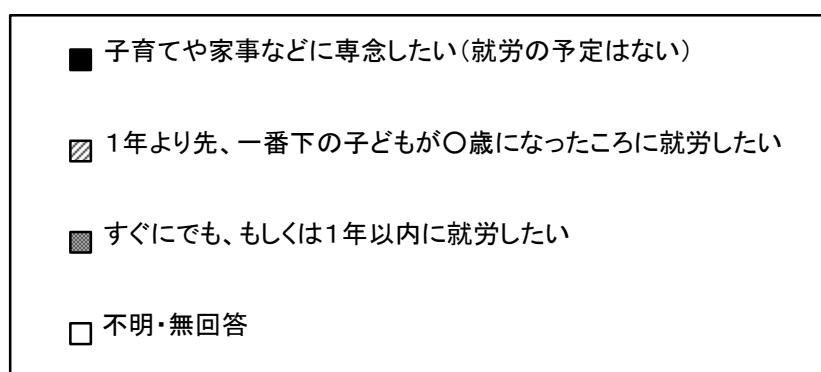
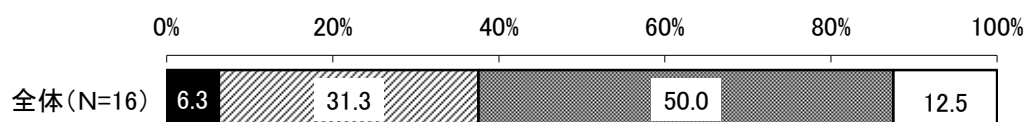


- ☒ フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ☒ フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ☒ パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ☒ パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ☒ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ☐ 不明・無回答

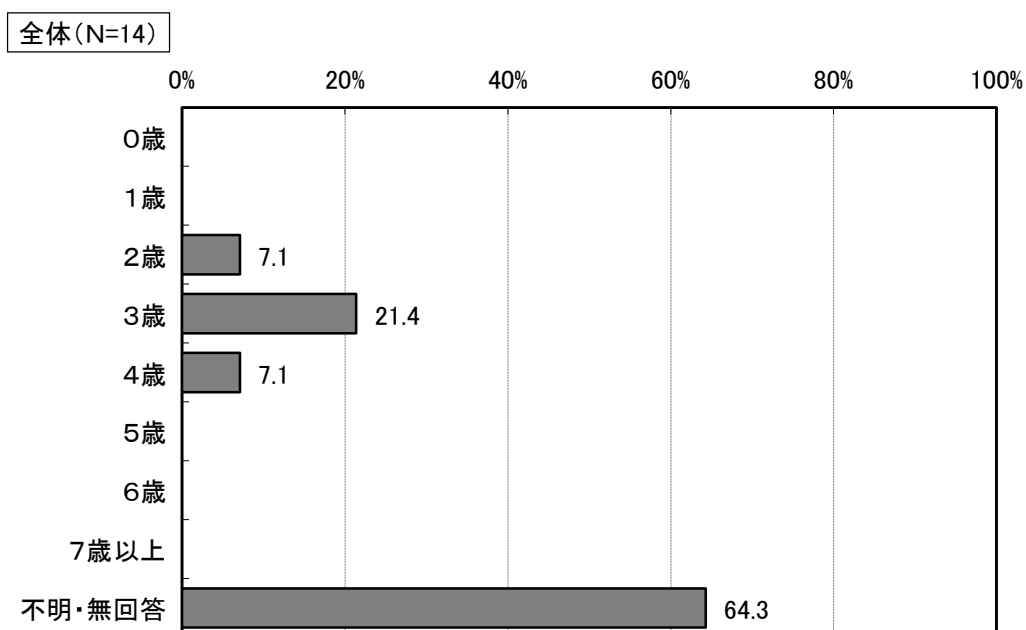
(3) 就労の希望

「以前就労していたが現在は就労していない」もしくは「就労したことがない」と回答した方の①母親の就労希望は「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が50.0%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに働きたい」が31.3%となっています。②子どもの年齢については「3歳になったら働きたい」が21.4%と最も高くなっています。

①母親



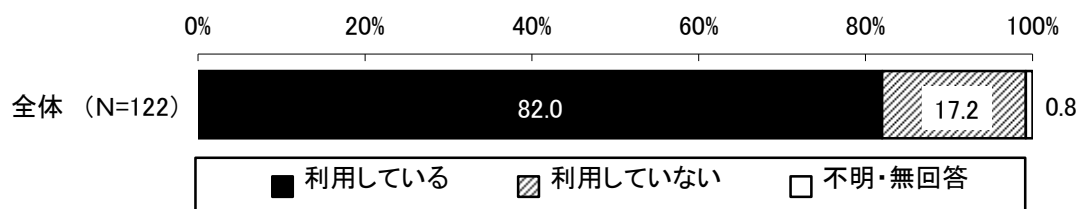
②母親 子どもが何歳になったら働きたいか



■ 3 保育サービスの利用状況

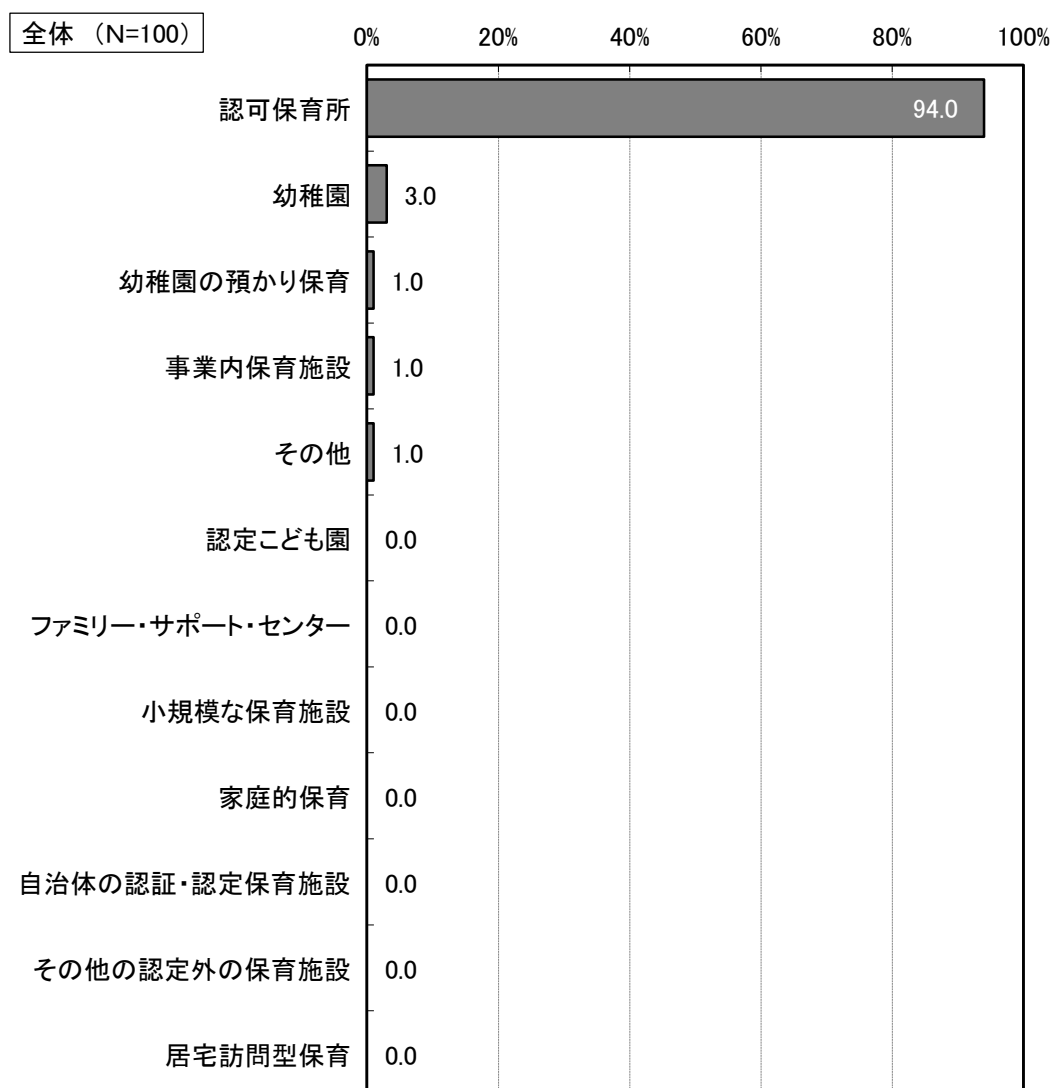
(1) 平日の幼稚園や保育園の利用有無

「利用している」が82.0%「利用していない」が17.2%となっています。



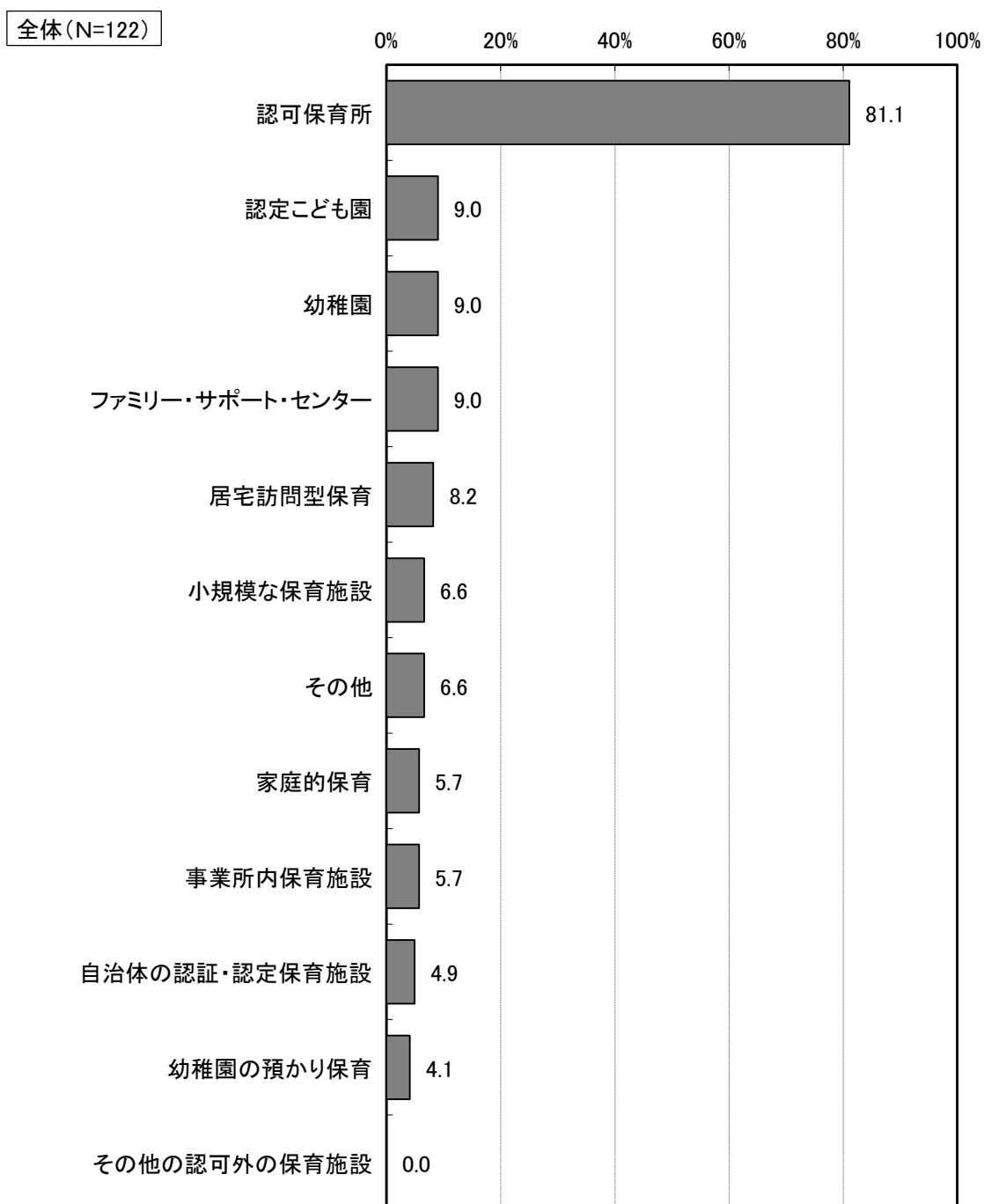
(2) 利用している保育サービスの種類

「認可保育所」が94.0%と最も高くなっています。



(3) 定期的に利用したいと考える事業

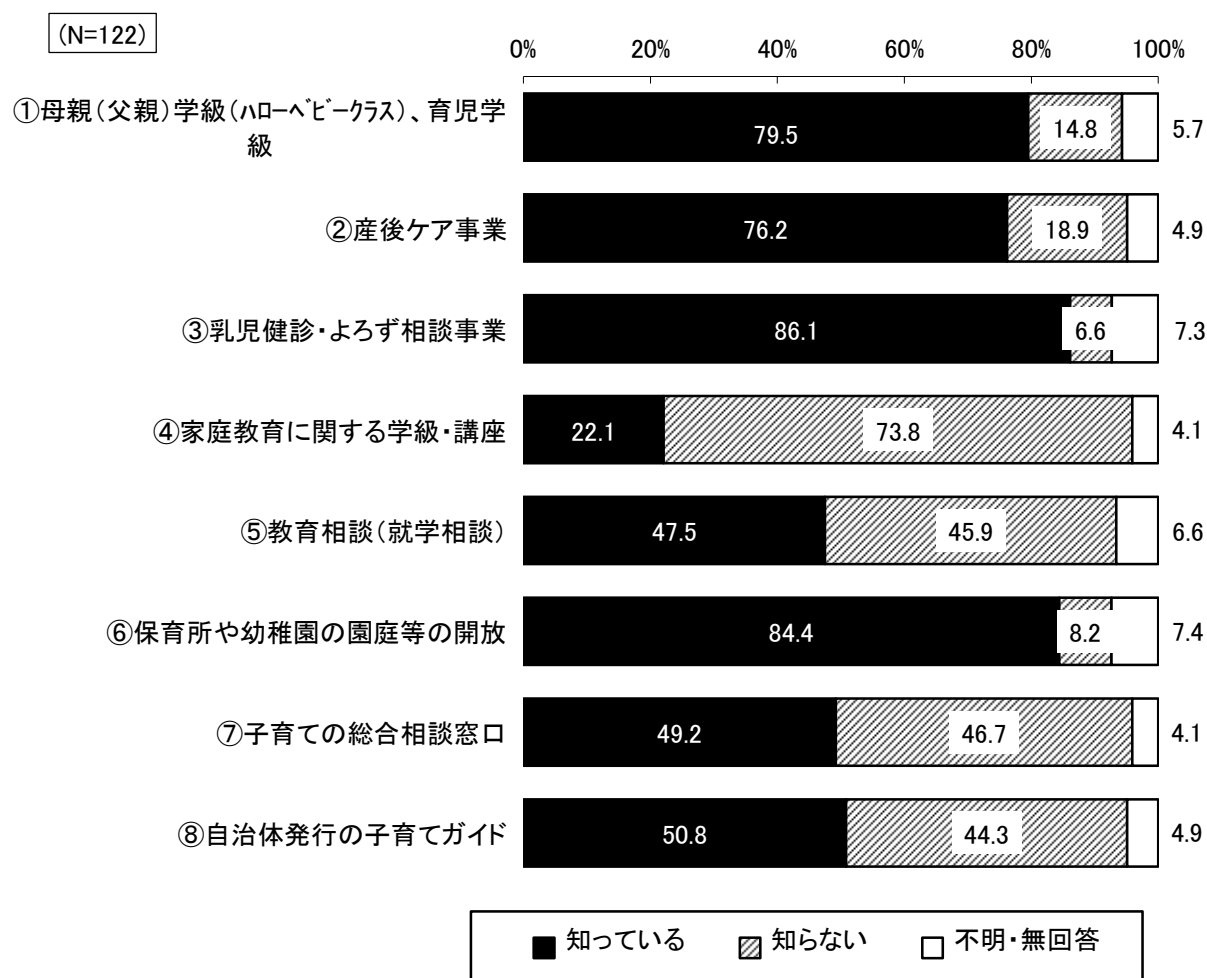
「認可保育所」が81.1%と最も高く、次いで「幼稚園」・「認定こども園」・「ファミリー・サポート・センター」が9.0%となっています。



■ 4 地域の子育て支援事業

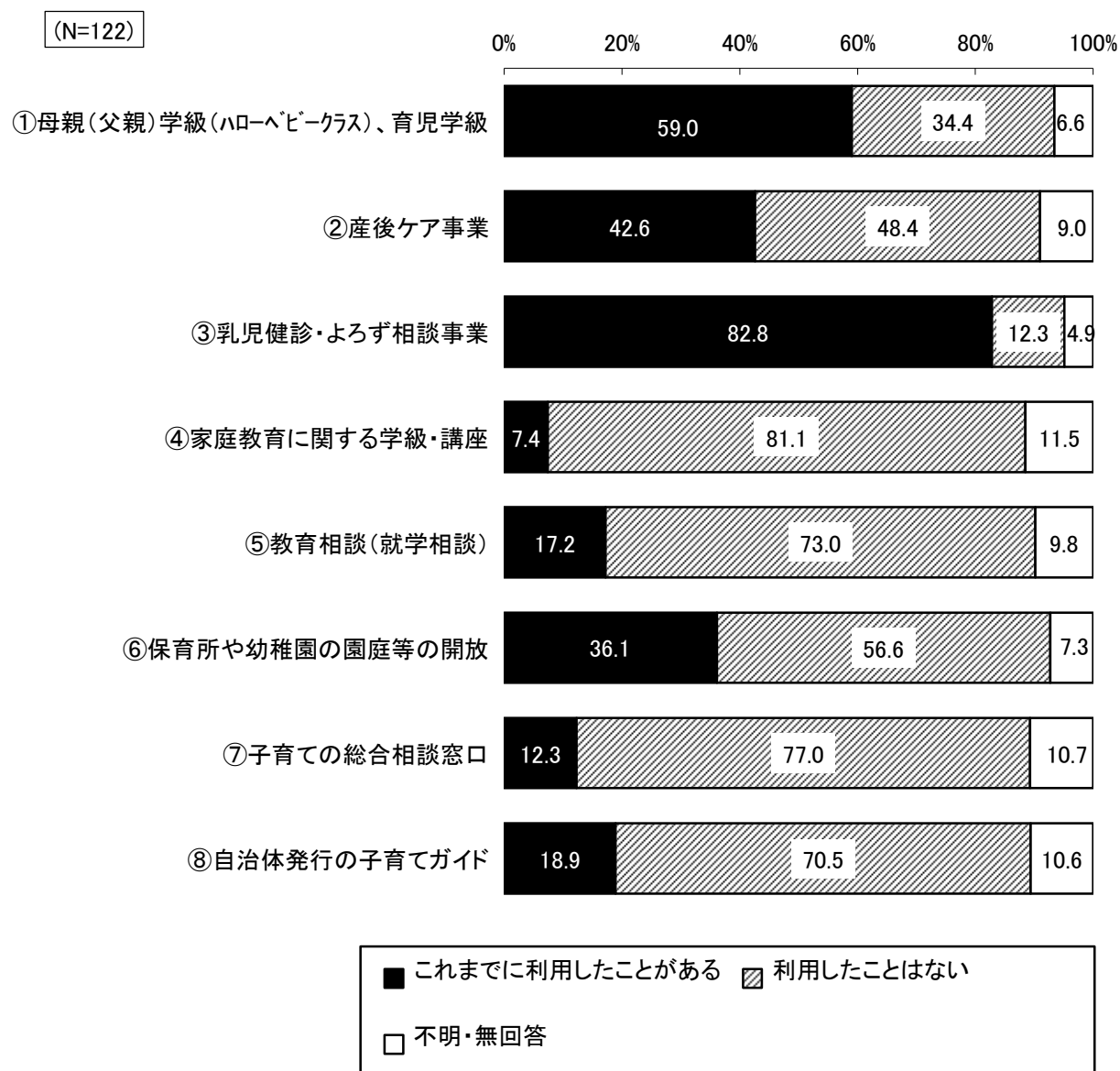
(1) 子育て支援事業の認知度

「①母親（父親）学級（ハローベビークラス）、育児学級」や「②産後ケア事業」、「③乳児健診・よろず相談事業」、「⑥保育所や幼稚園の園庭等の開放」については認知度が7割以上でしたが、「④家庭教育に関する学級・講座」について当町では事業実施していないことから認知度は3割以下となっています。しかし、前回より5.7ポイント増え、幼児教育への関心が高まってきていることがうかがえます。



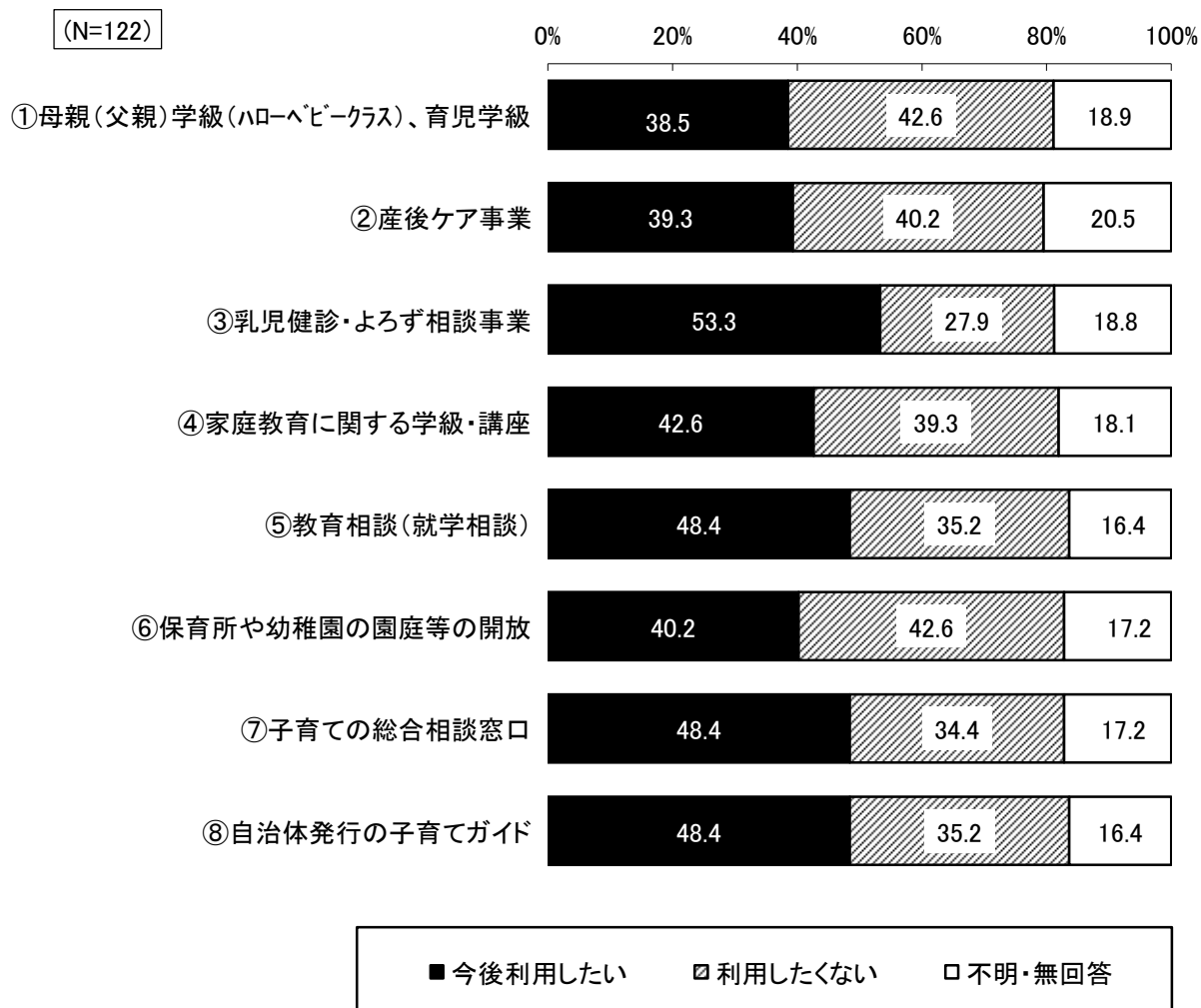
(2) 利用状況

「①母親（父親）学級（ハローベビークラス）、育児学級」や「②産後ケア事業」、「③乳児健診・よろず相談事業」については「これまで利用したことがある」が4割以上でしたが、「④家庭教育に関する学級・講座」について当町では事業実施していないことから利用度は1割以下となっています。



(3) 今後の利用意向

これまで認知度や利用度が低いサービスについて、今後の利用意向は4割以上が「今後利用したい」と回答しています。



■ 5 土曜日・日曜日・祝日の保育事業の利用希望

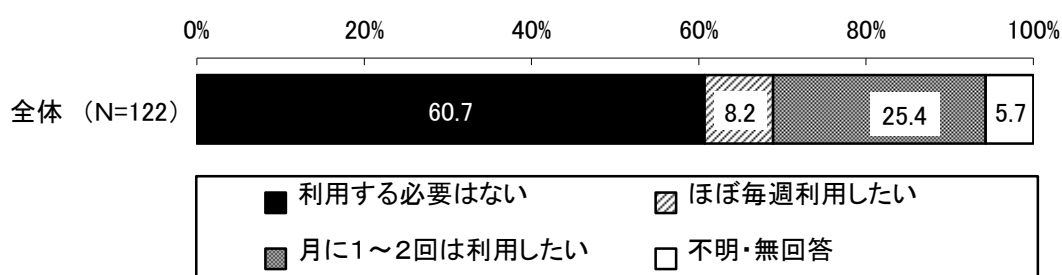
(1) 土曜日の幼稚園や保育所などの利用希望

土曜日は「月に1～2回は利用したい」が25.4% 「ほぼ毎週利用したい」が8.2%となっています。

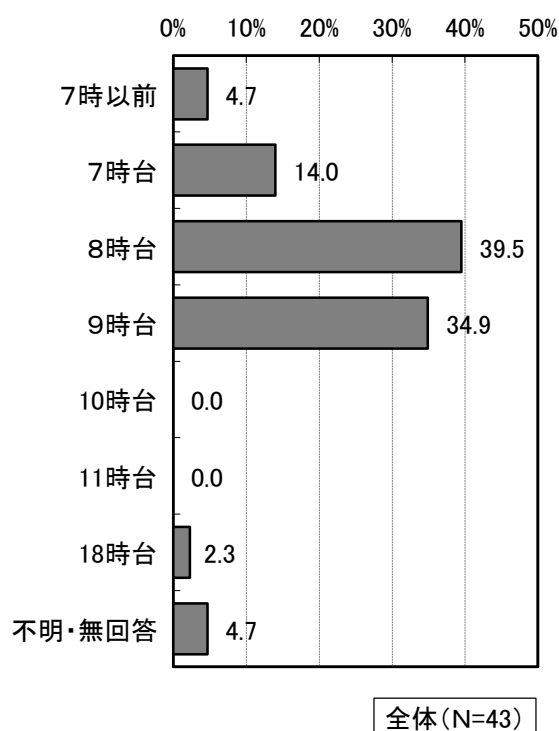
「利用する必要はない」が3.9ポイント減り、「ほぼ毎週利用したい」が3.6ポイント増え、土曜日の利用意向が増加しています。

利用したい時間帯は利用開始時間が「7時台」から「9時台」がほとんどで、利用終わり時間は「15時台」から「18時台」までがほとんどです。

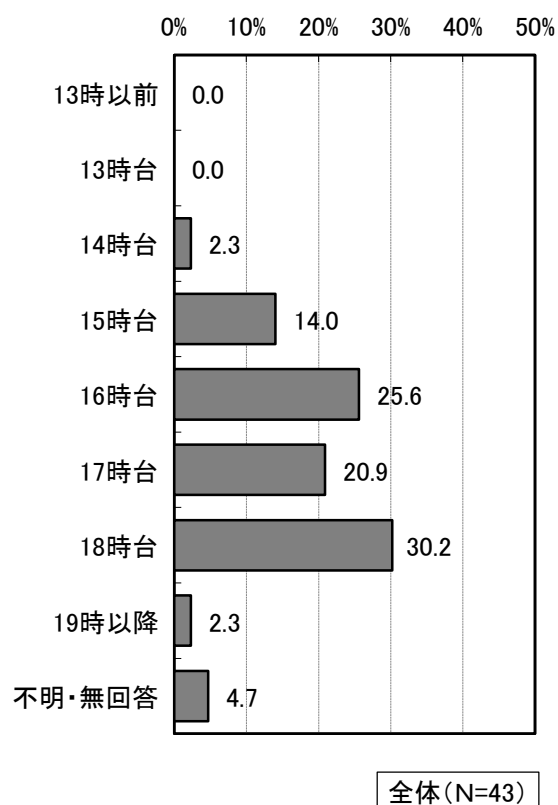
●土曜日の利用意向ならびに頻度



●利用開始時間（何時から）



●利用終わり時間（何時まで）

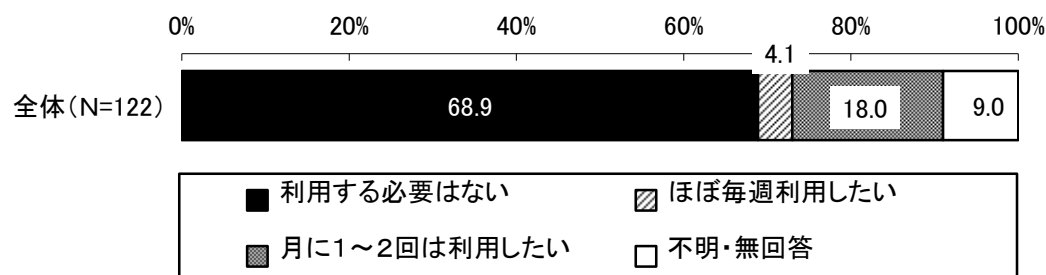


(2) 日曜日・祝日の幼稚園や保育所などの利用希望

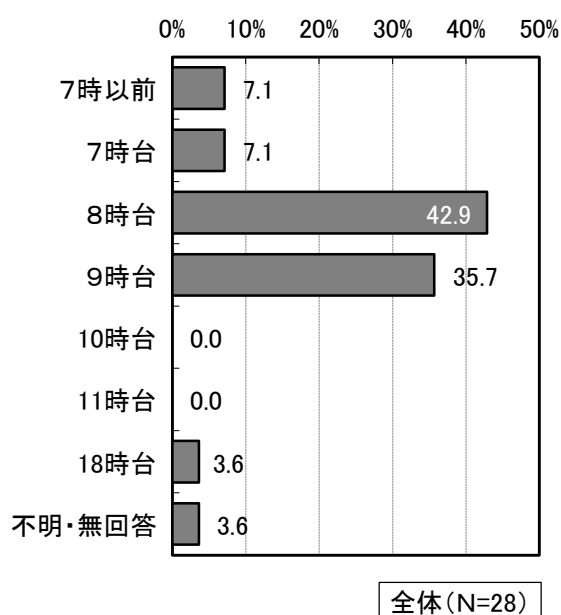
日曜日・祝日は「月に1～2回は利用したい」が18.0% 「ほぼ毎週利用したい」が4.1%となっています。

利用したい時間帯は「7時台」から「18時台」までの割合がほとんどです。

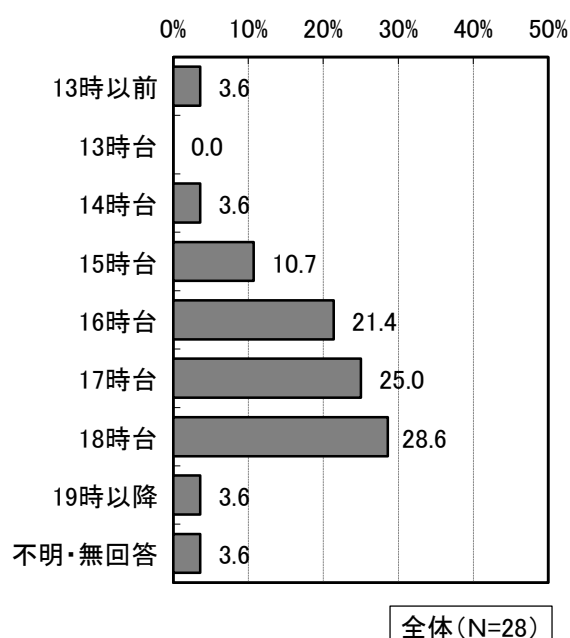
●日曜日・祝日の利用意向ならびに頻度



●利用開始時間（何時から）



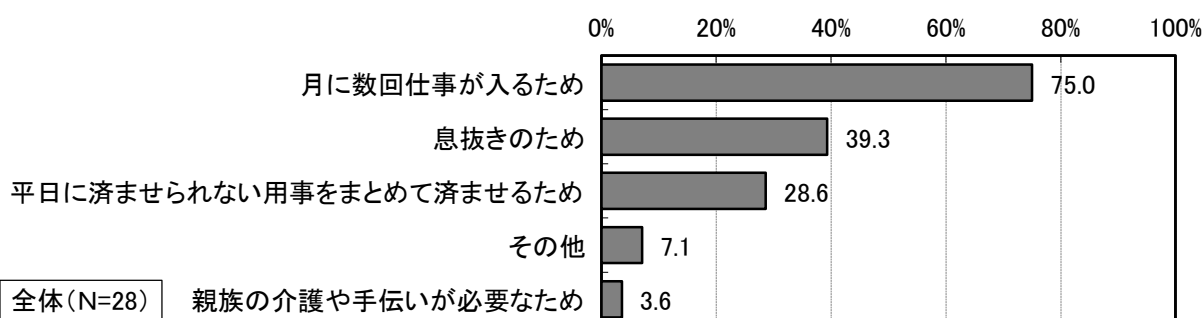
●利用終わり時間（何時まで）



(3) たまに利用したい理由

「月に数回仕事が入るため」が17.0ポイント減り75.0% 「親族の介護や手伝いが必要なため」が20.4ポイント減り3.6%となっており、就労・生活スタイルの変化が見受けられます。

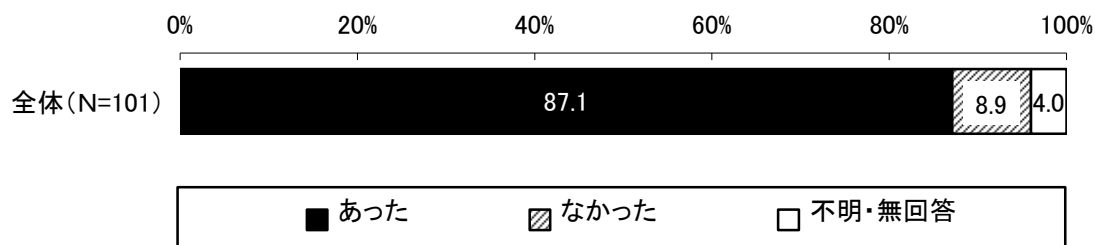
「息抜きのため」が19.3ポイント増え、39.3%と倍増しており、子どもと離れた休息を求めていることがうかがえます。



■ 6 病気の際の対応について（幼稚園や保育園を利用する方のみ）

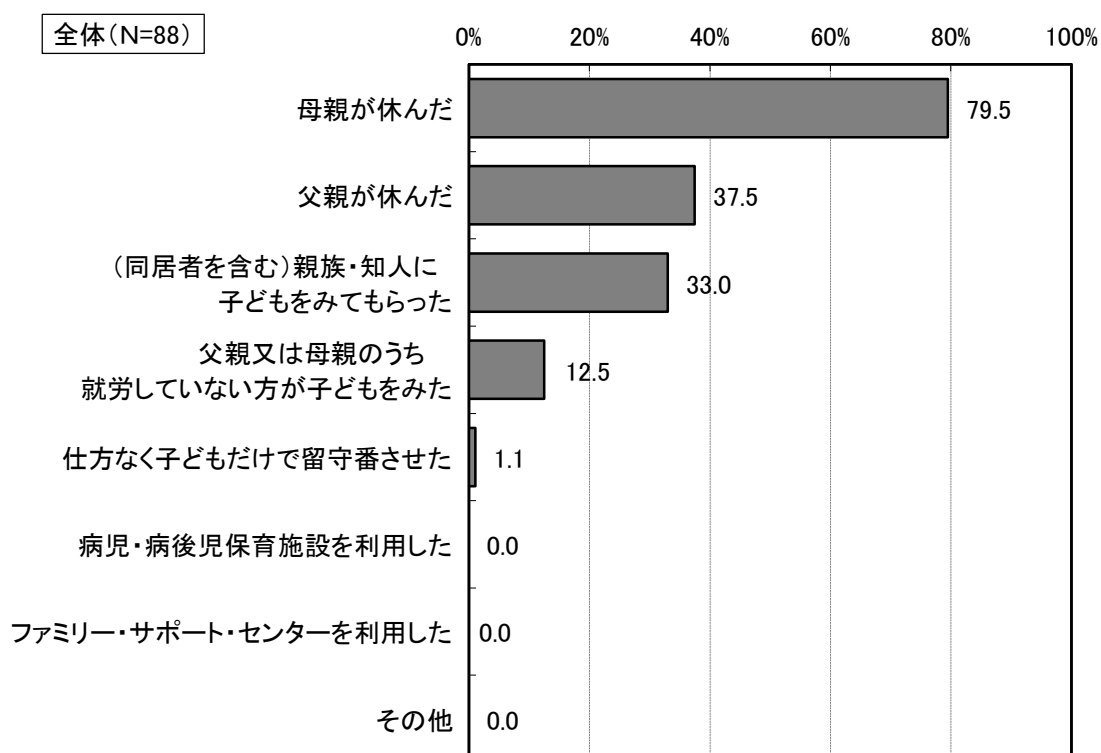
（１）病気や怪我で幼稚園や保育所などを利用できなかったことの有無

「あった」が87.1% 「なかった」が8.9%となっています。



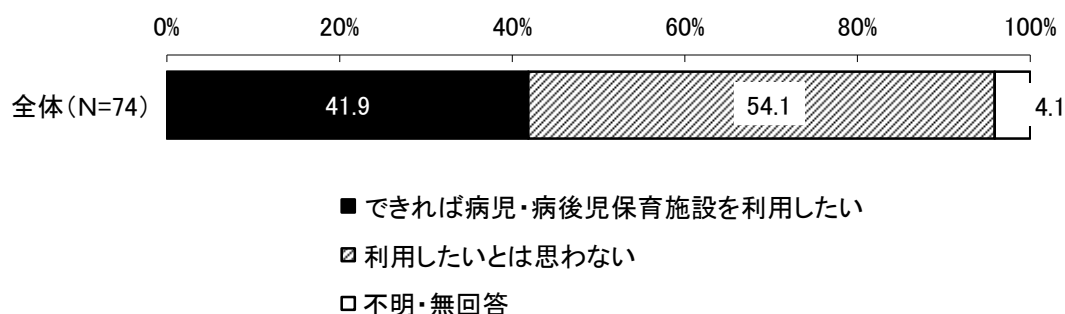
（２）その際の対処方法

「母親が休んだ」が79.5%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が16.4ポイント増え37.5%となっており、父親の育児参加が進みつつあります。

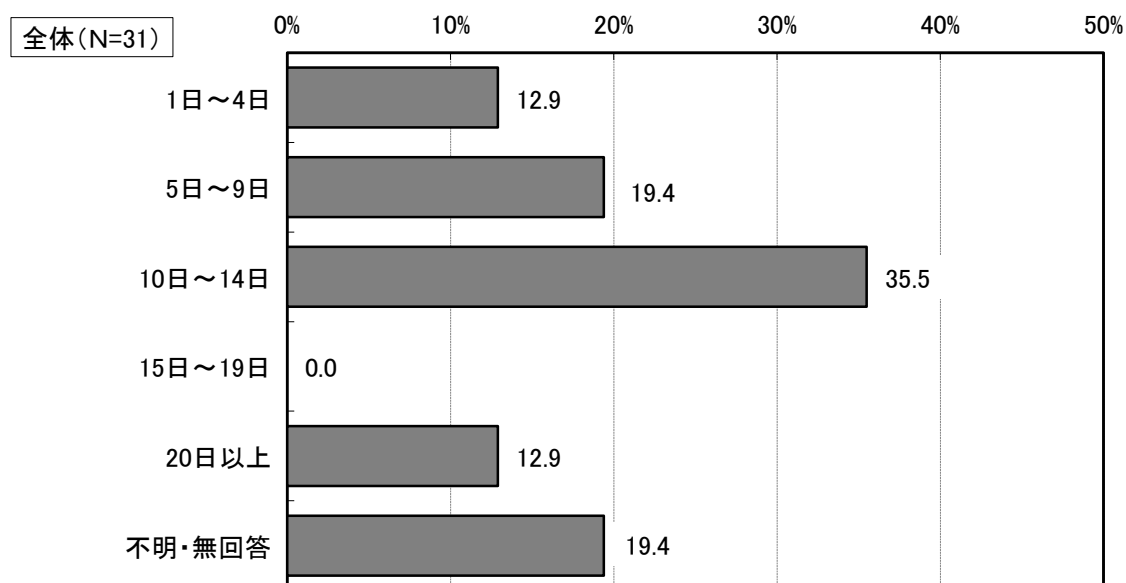


(3) 病児・病後児保育の利用意向

「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」が19.2ポイント増え41.9% 「利用したいとは思わない」が13.2ポイント増え54.1%となっています。病児・病後児保育施設の利用希望日数は年間で「10日～14日」が皆増で35.5%と最も高くなっており、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものと推測されます。



●病児・病後児保育施設を利用したい日数（年間）

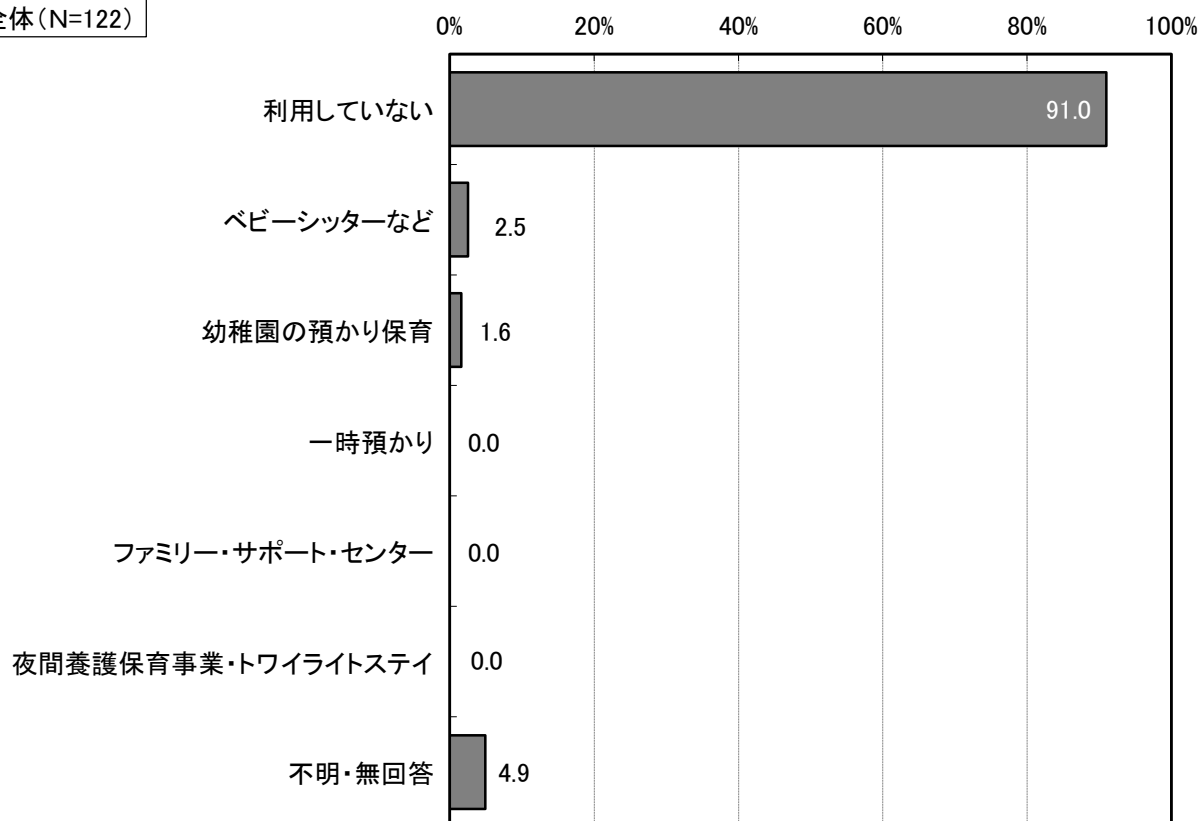


■ 7 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりについて

(1) 保護者の用事で一時的に利用したサービス（複数回答可）

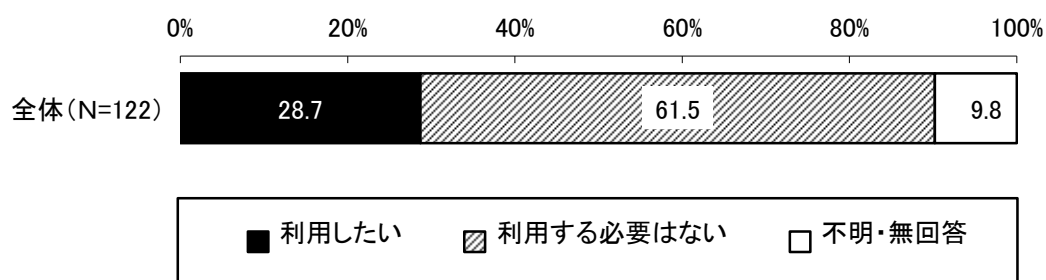
「利用していない」が91.0%と最も高くなっています。

全体(N=122)

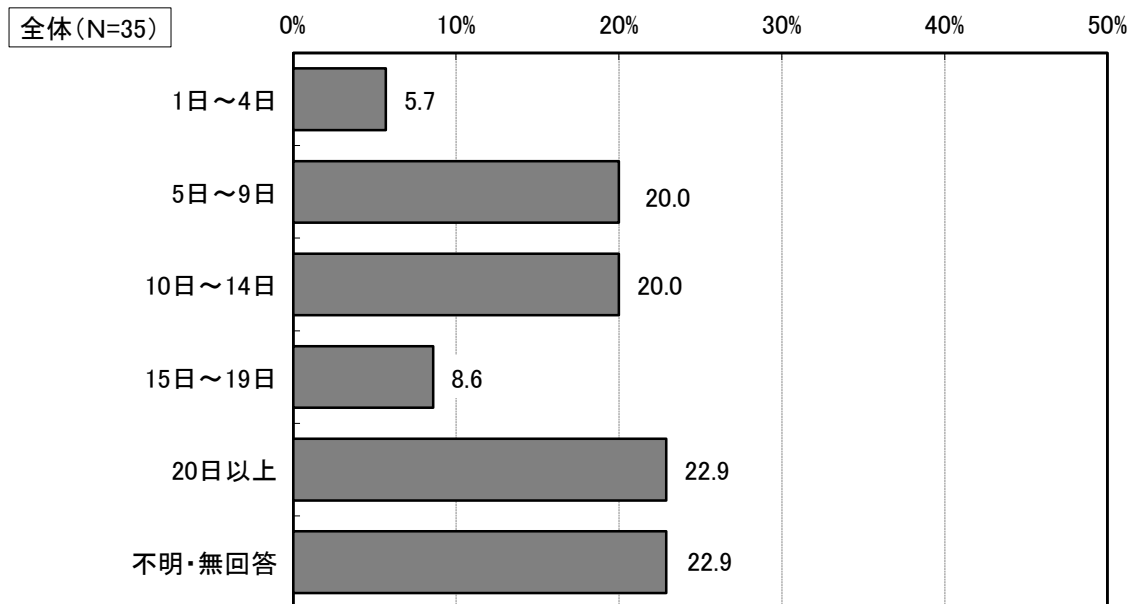


(2) 利用したい日数

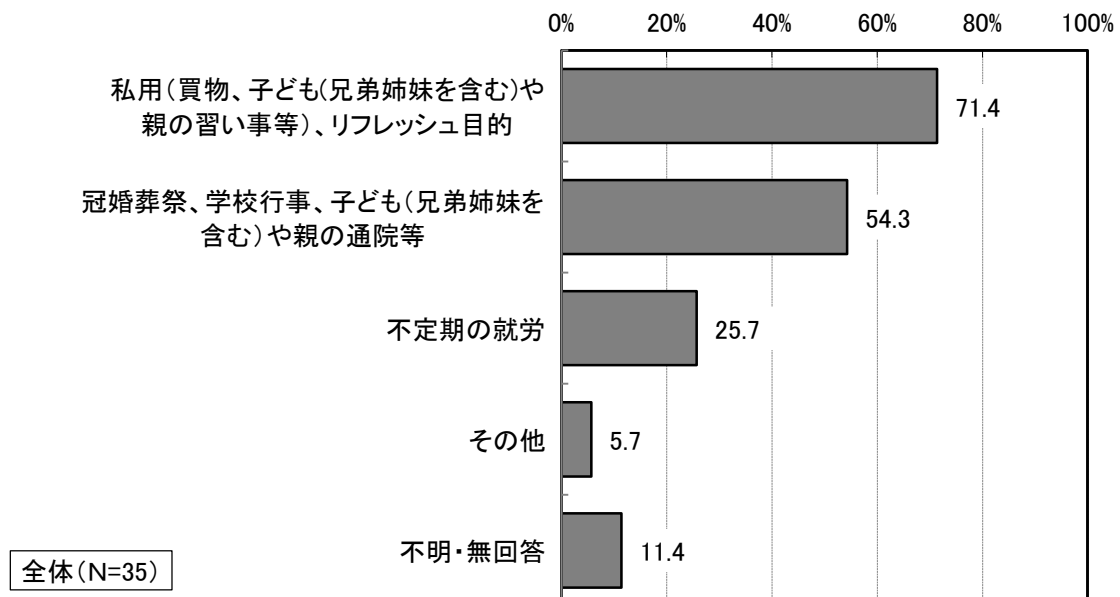
「利用したい」が28.7%でした。利用したい日数については、「5日～9日」、「10日～14日」、「20日以上」が高くなっています。目的別にみると「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が71.4%と最も高くなっています。



●利用したい日数の合計



●一時預かりを利用する目的

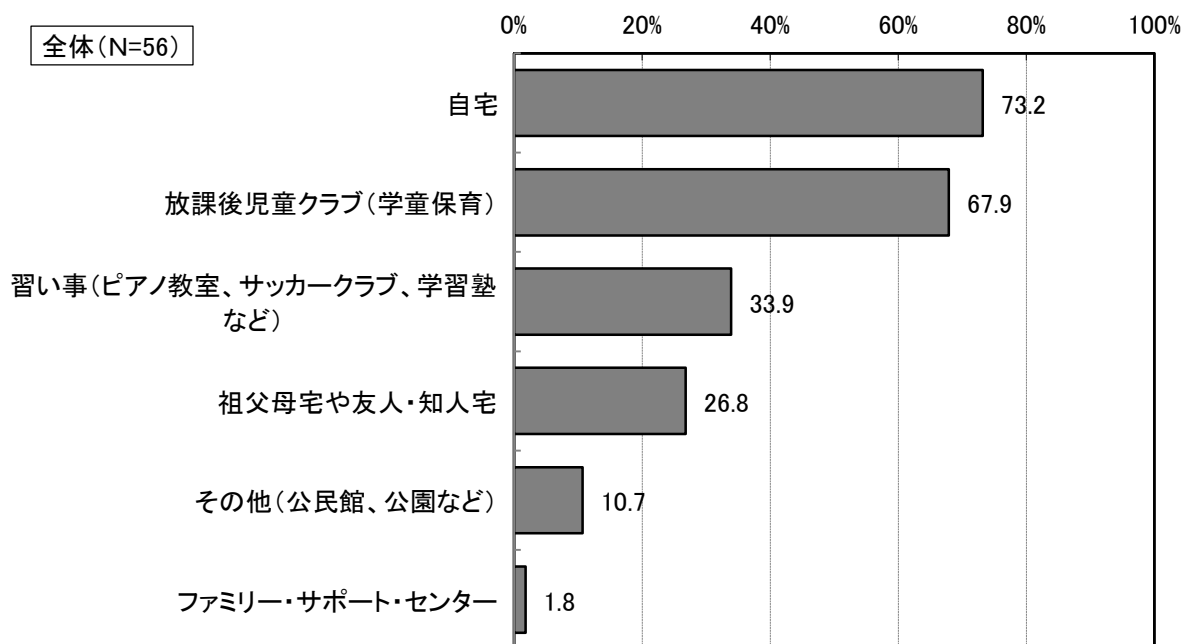


■ 8 小学校入学後の放課後の過ごし方について

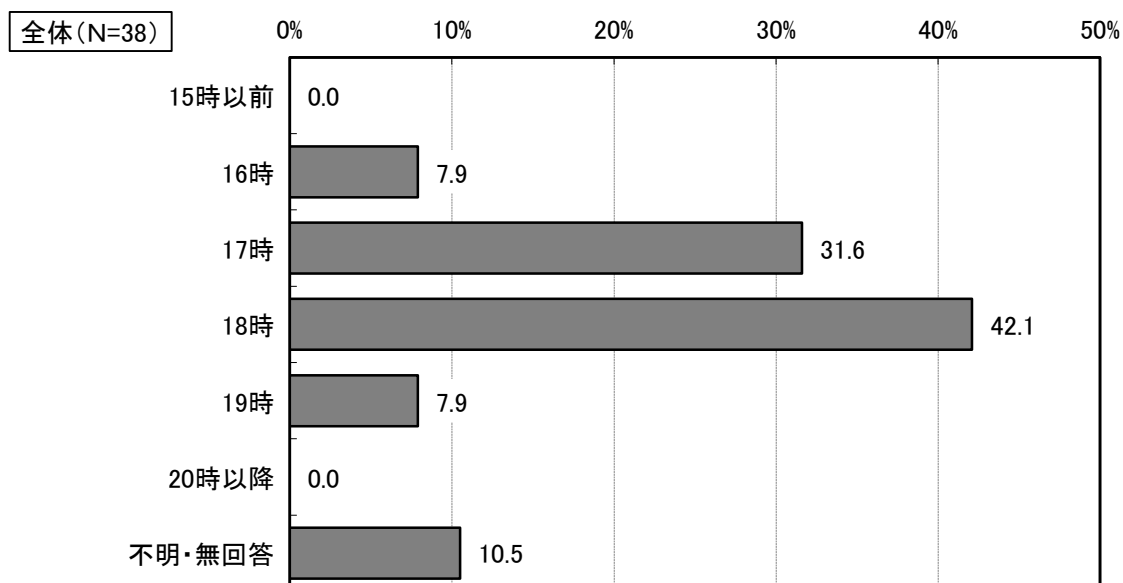
(1) 放課後に過ごさせたい場所（小学校低学年 1～3 年生）（複数回答可）

「自宅」が 73.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 67.9%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 33.9%となっています。

「放課後児童クラブ」の利用時間は下校から「18 時」が 42.1%と最も高く、次いで「17 時」が 31.6%となっています。



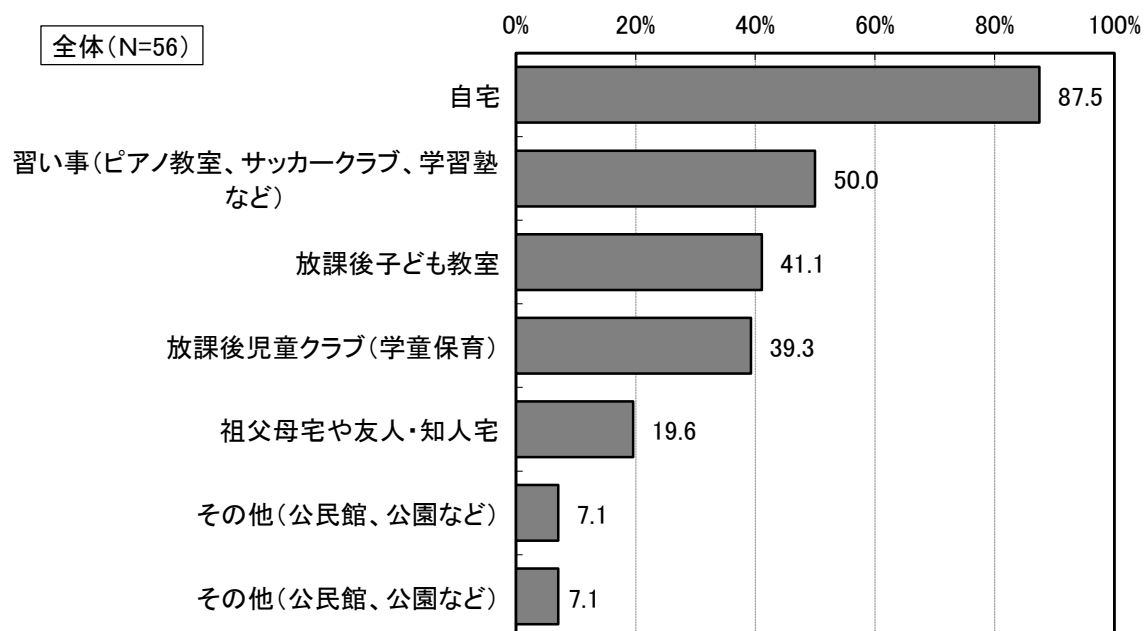
●放課後児童クラブ利用時間（下校時～何時まで利用したいか）



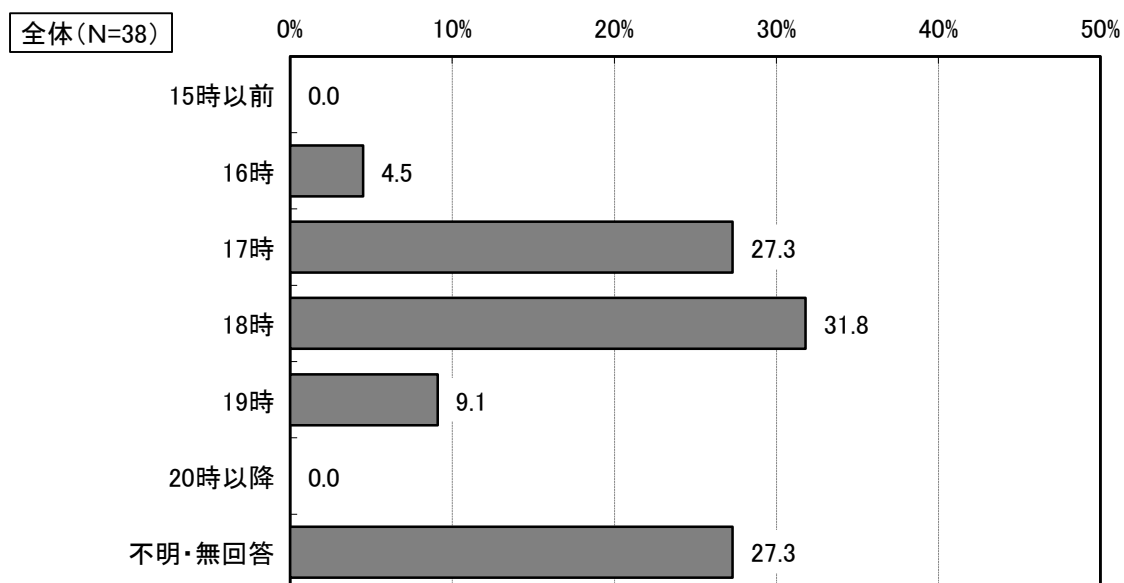
(2) 放課後に過ごさせたい場所（小学校高学年）（複数回答可）

「自宅」が87.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が50.0%、「放課後子ども教室」が41.1%となっています。

「放課後児童クラブ」の利用時間は下校から「18時」が31.8%と最も高く、次いで「17時」が27.3%となっています



●放課後児童クラブ利用時間（下校時～何時まで利用したいか）

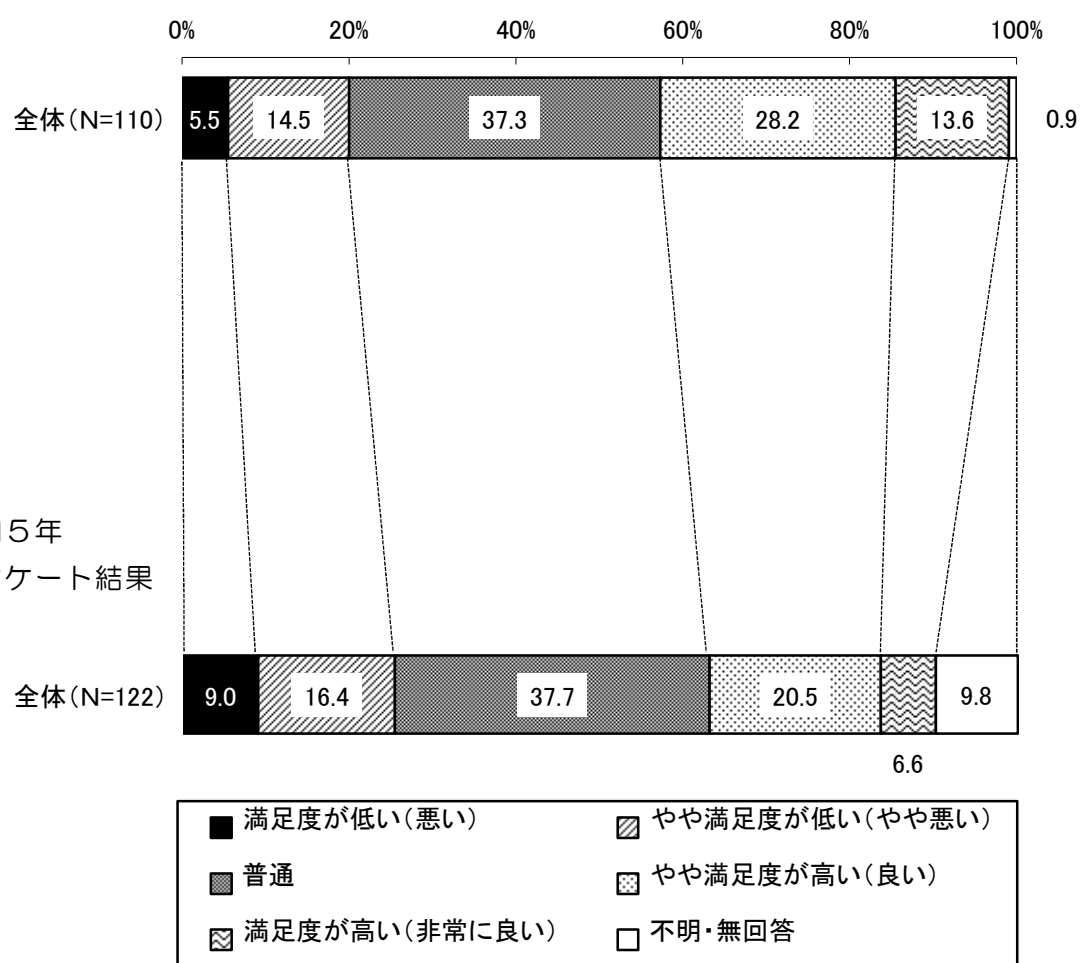


■ 9 お住まいの地域における子育て環境に対する満足度

「普通」が37.7%と最も高く、次いで「良い」が20.5%となっています。前回アンケートと比較して子育て環境に対する保護者の満足度は低下しています。

令和元年
アンケート結果

令和5年
アンケート結果



第3章 計画の基本理念と目標

1. 基本理念

本計画のめざす方向性として、次の基本理念を定めます。

基本理念

**子どもの幸せと子育ての喜びを
地域ぐるみで育む環境づくり**

2. 計画の視点

子ども・子育て支援の推進にあたっては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本としています。

子育ての第一義的責任を親が有していることから、家庭のなかで家族からの無償の愛情を受け、自らも家族の一員として役割を果たしながら子どもが成長していくことが大切であり、そのうえで町の保育・教育は、Society5.0時代に合った適切な内容となるよう努めるとともに、健やかな子どもの成長が保障される「子どもの最善の利益」の実現を目指します。

社会のあらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性を理解し、社会全体で取り組むべき課題であることを認識し、家庭、地域、企業、行政が、子育てに関して、それぞれの役割を果たすことが重要です。そこで、地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとって、より良い環境づくりのために、子どもの見守りや子育てを支え合うことができる地域の子育て力を高める取り組みを目指します。

*Society5.0時代：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものです。

3. 基本目標

基本目標1 健やかに子どもが育つ環境

子どもの健やかな育ちのために、すべての子どもたちを対象として、保育サービスの充実と幼児教育の向上に努めます。また次代を担う子どもたちに社会で幸せに生きる力の育成に向けた学校教育の充実を図ります。

子ども理解と一人ひとりの個性と発達を大切にした子ども支援の取り組みを拡充するよう取り組みます。

基本目標2 安心して子育てできる環境

保護者が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目なくきめ細かに保健・医療・福祉・教育が連携した支援の充実を図ります。

仕事と家庭生活との両立に向け、男女が協力して子育てをするための就労支援とワークライフバランスの啓発等に努めます。

基本目標3 地域ぐるみで子どもを育む環境

孤立した子育てにならないよう子育て支援のネットワークの充実を図るとともに、保護者の悩みの相談が気軽にできるよう体制整備に努めます。

地域全体で子どもの育ちを支えるよう青少年健全育成の充実と子どもの育ちを理解するための学びの場を充実させます。

4. 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況や学校区単位など地域の実情やその他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を信濃町全体で1区域として設定します。

5. 基本理念と計画の展開

基本理念

基本目標・基本施策

子どもの幸せと子育ての喜びを
地域ぐるみで育む環境づくり

1 健やかに子どもが育つ環境

- 施策1
計画的な教育・保育の整備
- 施策2
教育・保育の質の向上
- 施策3
障がい児支援の充実

2 安心して子育てできる環境

- 施策4
子ども・子育て支援事業の充実
- 施策5
ひとり親家庭の自立支援の推進
- 施策6
ワークライフバランスの実現

3 地域ぐるみで子どもを育む環境

- 施策7
地域での青少年健全育成の充実
- 施策8
児童虐待防止対策の推進
- 施策9
子育てネットワークの拡充

第4章 子ども・子育て支援施策の推進方法

1. 健やかに子どもが育つ環境

施策1 計画的な教育・保育の整備

【施策推進の背景と課題】

- ◆国から提示されている基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることが求められています。また、設定した「量の見込み」に対応した教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容と実施時期を設定する必要があります。
- ◆1号認定については、令和6年度の時点で町内に受け皿となる教育施設がないことから、管外の幼稚園施設等を利用するか、町内保育園での特別利用保育により受け入れるようになります。保護者ニーズに応えるためには、認定こども園の設置を含めた保育園の在り方についての検討が必要になります。
- ◆3号認定については、満3歳未満児における保育需要の高まりに鑑みて、現在の保育の利用状況と希望を踏まえ、需要に対する量の確保を図っていくことが必要になります。
慢性的な保育士不足が続くなかで、年々減少傾向にある3歳以上児と利用の増加が見込まれる満3歳未満児のニーズに応えるための保育士の確保が必要になります。
- ◆0歳児の保護者が、保育園への入園時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況が全国的にみられます。年度途中での入園に関して、希望する保育園へ入園できない場合もあるので、希望者が円滑に利用できる体制を確保する必要があります。
- ◆建設から50年以上経過している園舎があることから、満3歳未満児保育に対応した園舎への更新もしくは改築工事が必要になります。

【施策の展開】

- 1号認定のニーズに応えるため、町内保育施設で特別利用保育によって当面の教育・保育のニーズ確保に努めます。
- 安心して子どもを預けることができる保育園の充実に加えて、未満児保育の受け皿となる家庭的保育や小規模保育事業などの推進に努めます。
- 産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供と相談支援を行いながら、年度途中での利用希望者の状況把握に努めるとともに、年度途中の受け入れが可能となる体制整備の充実に努めます。
- 今後の出生数を考慮しながら、町立保育園の在り方について検討を行います。

※基準年度は、令和5年度又は令和6年度で実績数値が確定している年度としています。

■児童数の推移の見込み

【単位：人】

年 齢	令和 6 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
0歳	24	30	30	30	30	30
1歳・2歳	76	62	54	60	60	60
3歳～5歳	90	94	104	100	92	84
6歳～8歳	108	102	96	90	94	104
9歳～11歳	126	123	117	108	102	96

■ 1号認定

1号認定は、保育の必要がない家庭の3歳から5歳児で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合と保護者の就労状況、これまでの利用実績から算出しています。

【単位：人】

	令和 6 年度 実績 (10月 1 日)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
利用見込数 (a)	6	5	5	3	3	3
確保の内容 (b) ※定員	0	0	0	0	0	0
過不足 (b-a)	△ 6	△ 5	△ 5	△ 3	△ 3	△ 3

■ 2号認定

2号認定は、共働き家庭もしくは1年以内に共働きの意向のある家庭の3歳から5歳児で、「町内保育園」を利用したい人の割合とこれまでの利用実績から算出しています。

【単位：人】

	令和 6 年度 実績 (10月 1 日)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
利用見込数 (a)	81	88	97	93	76	64
確保の内容 (b) ※定員	120	120	120	120	100	100
過不足 (b-a)	39	32	23	27	24	36

■ 3号認定（0歳児）

3号認定（0歳）は、出生数とこれまでの利用実績の割合から算出しています。

【単位：人】

	令和6年度 実績 (10月1日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込数 (a)	4	9	8	8	8	8
確保の内容 (b) ※定員	8	9	8	8	8	8
過不足 (b-a)	4	0	0	0	0	0

■ 3号認定（1・2歳児）

3号認定（1・2歳）は、出生数とこれまでの利用実績の割合から算出しています。

【単位：人】

	令和6年度 実績 (10月1日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込数 (a)	60	49	43	47	47	47
確保の内容 (b) ※定員	60	49	43	47	47	47
過不足 (b-a)	0	0	0	0	0	0

■ 特別利用保育

本町には、1号認定（保育の必要がない家庭の3歳から5歳児）の保護者ニーズに応える幼稚園や認定こども園がないことから、町立保育園で1号認定の子どもの受け入れをします。ただし確保量は2号認定の範囲内としています。

【単位：人】

	令和6年度 実績 (10月1日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用見込数	6	5	5	3	3	3

■ 育休明け入園予約制度

産休明け、育児休業終了後の職場復帰が決まっている場合、年度途中の入園申請について、4月当初の入園申込と同時に申込みの予約を受け付けることにより、働く母親の育児や職場復帰への不安を解消します。また、年度途中に生まれる子の入園予約も受け付けることで、4月当初に予約分を含む入園児童に応じた保育士を配置します。

■ 保育士資格保有者の活用事業

慢性的な保育士不足を解消するために、ハローワークとの連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材に働きかけを行うため、労働条件等を含めた保育士の処遇改善と保育現場就労前の研修や職場体験の機会を設けます。

施策2 教育・保育の質の向上

【施策推進の背景と課題】

- ◆幼稚園及び保育園の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず、教育・保育を一体的に受けられ、また、就労状況が変わった場合でも、通いなれた園を継続して利用できる施設として、認定こども園があります。現在、本町に認定こども園はありませんが、幼児教育の充実や1号認定の保護者ニーズに応えるために、設置の検討が必要になります。
- ◆子ども・子育て支援法では、「支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」としています。そこで教育・保育や地域の子育て支援の拡充のみならず、質の向上を進めていく必要があります。
- ◆質の高い教育・保育を提供するためには、保育園と信濃小中学校との連携による取組みの推進や、保育士研修の充実等による資質の向上と処遇の改善を始めとする労働環境への配慮により、保育士の質を維持していく必要があります。
- ◆子どもの成長は、連続性を有するものであることから、保育園から小学校への就学に向けて、一人ひとりの子どもの発達を十分に把握した上で、子どもの育ちをつなぎながら必要な支援を継続していくことが求められています。そこで町立保育園と信濃小中学校が連携して子どもの育ちを接続できるよう取り組む必要があります。
- ◆平成29年に新たな保育所保育指針が公示され、平成30年4月から適用されました。また令和2年4月には新しい小学校学習指導要領が施行され「主体的・対話的で深い学び」による授業改善が求められるとともにこれまで以上に幼保小の接続が重要となりました。そこで町立保育園と信濃小中学校で子どもの学びを接続できるよう取り組む必要があります。
- ◆特別な配慮と支援が必要な子どもが、円滑に保育園を利用できるように、保育士の障がいに対する知識を深めながら、受け入れ体制の強化を行う必要があります。

【施策の展開】

- 保護者ニーズに応えるために、認定こども園の設置を含めた保育園のあり方について検討を行います。
- 「保学連携による子育て支援プラン」に基づき、町立保育園と信濃小中学校で子どもの学びと育ちを接続するよう連携を図ります。
- 子どもの年齢に応じて、きめ細かな保育士の配置に努めます。
- 不足している保育士及び保育従事者の確保を図るため、保育士の処遇の改善を図ります。
- 障がい児など特別な配慮と支援が必要な子どもが安心して保育園を利用できるよう、保育士の加配に努めます。
- 保育士の障がいに対する正しい知識の習得や理解促進を図り、専門的な対応が可能となるよう努めながら、障がいのある子どもが、集団生活のなかで健やかに成長できるよう努めます。

■認定こども園

就学前の子どもに関する教育・保育を総合的に提供する機能を備えた認定こども園の設置について、今後の出生数を踏まえた町立保育園の適正な規模と併せて検討を進め、幼保一元化を推進します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
認定こども園数	令和6年度	0園	1園

■保小連絡会・交流会

保育園と信濃小中学校が、相互に連携を図りながら情報の引継ぎをすることにより、就学に向けて円滑な接続を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
各園の開催回数	令和6年度	3回	3回

■保育の質の向上のための研修事業

専門知識の向上と質の高い人材を確保するための研修会への参加により、保育士の質の向上を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
園内研修 開催回数（参加人数）	令和5年度	14回 (延べ63人)	14回 (延べ70人)
上水内保育所研修 受講回数（参加人数）		12回 (延べ46人)	12回 (延べ50人)
園外研修 受講回数（参加人数）		25回 (延べ31人)	25回 (延べ40人)
内、オンライン研修		22回 (延べ24人)	22回 (延べ35人)

■心理相談事業

公認心理師等の専門家による保育園訪問により、発達について専門的な支援が必要な子どもに対する支援方法の助言を行うことで保育園の支援体制を整えます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
心理相談実施園数	令和6年度	全園	全園

施策3 障がい児支援の充実

【施策推進の背景と課題】

- ◆障がい等により、特別な配慮と支援を必要とする子どもの育ちには、医療、保健、福祉、教育の各分野が連携して、子どもの成長と発達に応じた支援が求められます。また母子保健事業による発達特性の気づきにより、早期から療育へとつないでいくことが求められます。
- ◆平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がいを理由に正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限や条件を付けたりする差別行為の解消と障がい者から配慮を求める意思表示があった場合は、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことが求められます。
- ◆障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行うインクルーシブ教育の推進と、保護者との合意形成による就学先の決定を行える就学相談の体制整備が求められています。

【施策の展開】

- これまで保健・福祉・医療・教育の各分野が独自に行ってきた事業について、子どもの成長とともに移行する事業を各分野が意識する縦のつながりと各分野が連携強化する横のつながりにより、乳幼児期から就労まで系統立てた一貫した支援となるよう「新信濃町支援スタイル（4S）」の理念による取組みに努めます。
- 年齢や障がいの状況に合ったきめ細かな相談指導や保護者への情報提供を行い、専門的な医療・療育の提供が行える体制整備に努めます。
- 障がいの有無に関わらず、障がいに対する理解を深めるための研修会の開催や広報等による啓発活動に取組みます。また、多様性の尊重についての理解を深めることで、全ての人が生活しやすい社会環境になるよう努めます。
- 障がいのある子どもの保護者が、障がいを受容するまでの気持ちの段階（「ショック期」「否定期」「混乱期」「努力期」「受容期」）に応じた適切な相談支援を行います。また、保護者の気持ちに寄り添いながら、適切な就学に向けて合意形成できる体制作りに努めます。
- 特別支援教育コーディネーターによる信濃小中学校の特別支援教育の充実と信濃町相談支援関係者連絡会による関係機関の連携強化に努めます。また、町の関係機関のみならず長野養護学校やNPO法人等の外部機関との連携により、障がい特性に応じたきめ細かな特別支援教育の充実に努めます。
- 学習障害や注意欠如・多動症、自閉スペクトラム症についての理解を、関係職員が深め、障がいの状態に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばすことができる適切な支援に努めます。
- 慢性疾患等による医療的ケア児とその家族が安心して地域で暮らすことができるよう、保育・教育施設における体制整備や福祉サービス等による社会的、経済的支援に努めます。

※人の状態を表す場合にはひらがな表記「障がい」とし、法令や専門用語等として固有名詞を用いる場合を漢字表記「障害」としています。

■乳幼児健診

医師、保健師、栄養士、歯科医師による乳幼児期の子どもの総合的な健診を実施し、発育状況の確認及び疾病・障がい等の早期発見及び保護者の育児不安等を軽減します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
1 か月乳児健診 受診率	令和 5 年度	—	100%
4 か月乳児健診 受診率	令和 5 年度	92.6%	100%
7 か月乳児健診 受診率	令和 5 年度	84.8%	100%
10か月乳児健診 受診率	令和 5 年度	94.1%	100%
1 歳半幼児健診 受診率	令和 5 年度	100.0%	100%
3 歳幼児健診 受診率	令和 5 年度	96.4%	100%

■妊婦等包括支援事業

保健師が妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
妊婦面談等 (妊娠届出・8か月)	令和 5 年度	26人	32人
訪問新生児数	令和 5 年度	26人	30人

■新生児訪問

生後 1 か月までの新生児のいる全ての家庭を保健師が訪問をして、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行いながら支援の必要な子どもの早期発見に努めます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
訪問新生児数	令和 5 年度	26人	30人

■すくすく相談会

保健師、助産師、保育士による生後 2 か月の乳児を対象にした発育測定・個別相談を行います。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実施回数	令和 5 年度	8 回	12回

■すこやか教育相談

保育園保護者の子育ての悩みや小学校への就学に向けての不安について、特別支援教育の専門相談員による相談を行い、保護者の不安の軽減と適切な就学に向けた支援へとつなぎます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実施保育園数	令和 6 年度	全園	全園

■教育支援（就学相談）委員会

障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の就学について、子どもの発達の専門委員に相談をして、一人ひとりの児童にとって最も適切な就学先を保護者との合意形成により決定していきます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
開催回数	令和 6 年度	4 回	4 回

■おやこ教室（ちーちーぱっぱ）

未就園児を対象に集団での遊びの体験や保護者の育児不安を軽減するための教室です。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実施回数	令和 5 年度	20回	20回

■保小連絡会・交流会【再掲】

保育園と信濃小中学校が、相互に連携を図りながら情報の引継ぎをすることにより、就学に向けて円滑な接続を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
各園の開催回数	令和 6 年度	3 回	3 回

■来入児検査結果検討会

来入児の健康診断と発達検査の結果を学校、医療、保健、保育の関係者で検討します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
開催回数	令和 6 年度	1 回	1 回

■信濃町相談支援関係者連絡会

町の特別支援教育に関係した学校、医療、福祉、保健、保育等の各分野の関係者による情報交換によって各関係機関での切れ目のない一貫した支援につなげます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
開催回数	令和 6 年度	2 回	2 回

■障がい児支援事業

障がい児支援については、第3期信濃町障がい児計画による見込みによる量の確保を図りながら、障がいの特性に応じた支援事業がいつでも実施できるよう関係者と連携を図りながら、事案が生じた場合に即対応できる体制を整えます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
放課後等デイサービス利用人数	令和5年度	13人	15人
保育所等訪問支援利用人数	令和5年度	3人	2人
障害児相談支援	令和5年度	15人	15人

■子どもの発達、障がいに関する講演会

障がいの有無に関わらず、障がいに対する理解を深めるため、住民を対象とした講演会を開催します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
開催回数	令和6年度	1回	1回

2. 安心して子育てできる環境

施策4 子ども・子育て支援事業の充実

【施策推進の背景と課題】

- ◆子ども・子育て支援法で定められた基本指針では、地域子ども・子育て支援事業について、市町村は子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や今後の利用希望の把握・分析を行い、量の見込みを定めるとともに需要に対応した提供体制の確保と実施時期を定めることとしています。本町においても、ニーズ調査等の結果を踏まえ、適切に量を見込むとともに、地域の実情に応じた提供体制の確保を図り、子育て世帯への各種経済支援の充実を図る必要があります。
- ◆妊娠・出産期からの子育て支援を切れ目なく行うためには、教育・保育施設等の充実と併せて、就園前の子どもを持つ家庭への支援や養育支援が必要な家庭等に対するきめ細かな支援を継続して行うなど、安心して子育てができる環境整備の必要があります。

【施策の展開】

- 信濃町版放課後子ども総合プランとして、①放課後子ども教室と一体型による放課後児童クラブを信濃小中学校に開設します。②週1回信濃小中学校で行われる放課後子ども教室へ放課後児童クラブの児童が参加をして活動を行います。また、放課後児童クラブの支援員が放課後子ども教室の地域講師と協力して運営を行います。③平成27年度から放課後児童クラブの開設時間を保育園の開園時間と同じ午後7時まで延長することで「小1の壁」の解消に努めています。
- 全ての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談が受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業について、依頼会員と提供会員の募集を行いながら、保護者間の相互援助活動による子育て支援の確保・充実を図ります。
- 安心して子どもを産み育てられる環境として、妊娠出産から子どもが自立するまでの子どもの成長に合わせた子育て支援に取り組む必要があります。そこで「鉄道通学運賃補助事業」や「奨学金貸付事業」による義務教育卒業後の支援の充実を図ります。

■利用者支援事業

子育て支援サービス等に関する情報提供や相談及び助言を行う窓口として、基本型（地域子育て支援拠点事業と一体的に実施）による利用者支援事業として、子育て支援センター「木育ルームなかよし」事業と連携しながら実施し、こども家庭センター型への移行進め、地域子育て包括支援センター（母子保健機能）との一体的な運営を図り、子育て支援の充実を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
窓口数	令和6年度	1 か所	1 か所

■ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的・臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とします。

【単位：人】

会員数	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
依頼会員	13	10	10	10	10	10
提供会員	7	7	7	7	7	7
合計	20	17	17	17	17	17

【単位：人／年】

	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用見込み数	27	15	15	15	15	15

■一時預かり事業

2号認定または3号認定以外の保護者が、一時的な就労や出産、冠婚葬祭等により保育が必要な場合、保育園で一時的にお子さんを預かります。

令和6年度から3歳未満児にあつては、木・金曜日のみ木育ルームなかよしで開設していますが、令和8年度より保育園での開設に戻せるよう努めます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度目標値
実施箇所数	令和6年度	1か所	1か所

【単位：人／年】

	令和4年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用見込み数	55	100	200	200	200	200
確保の内容	55	100	200	200	200	200
過不足	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は保育士不足のため一時休止

■延長保育

午後6時30分から午後7時00分まで延長保育を行い、働く保護者の子育て支援に引き続き取り組みます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度目標値
実施か所数	令和6年度	全園	全園

【単位：人】

	令和5年度実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用見込み数	36	45	45	45	45	45
確保の内容	36	45	45	45	45	45
過不足	0	0	0	0	0	0

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6ヶ月から2歳の未就園児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度です。

令和8年度からの全国的な本格実施に合わせて実施体制を整備します。【単位：人】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用 見込み数	0歳	0	1	1	1	1
	1歳	0	1	1	1	1
	2歳	0	1	1	1	1
確保の内容		0	3	3	3	3

■地域子育て支援拠点事業（木育ルーム「なかよし」）

子育て中の親子の交流・育児相談が行える木育ルームを総合体育館の一室に開設しています。利用者支援事業と連携した効率的な運営について、開設場所を含めて検討をしながら、利便性の向上と周知により利用者数の確保を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実施か所数	令和6年度	1か所	1か所

【単位：人／年】

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用見込み数	2,775	2,600	2,400	2,500	2,500	2,500
確保の内容	2,775	2,600	2,400	2,500	2,500	2,500
過不足	0	0	0	0	0	0

■放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により、放課後等の保育を必要とする児童の健全育成を図るため、1年生から6年生を対象に受け入れをしています。保護者ニーズを踏まえて、平成27年度から放課後子ども教室と一体的な活動を行う高学年の放課後児童クラブを設置しています。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実施か所数	令和6年度	2か所	2か所

【単位：人】

登録者数		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用 見込み数	低学年	67	65	60	60	60	65
	高学年	17	20	20	20	20	15
	計	84	85	80	80	80	80
確保の内容		140	80	80	80	80	80
過不足		56	-5	0	0	0	0

※令和5年度まで、本館（低学年）・分室（高学年）を利用、令和6年度から分室は夏休みのみの利用となった。

■妊婦等包括相談支援事業【新規】

保健師が妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。1組（妊婦及びその配偶者等）あたり妊娠届出後・妊娠8か月（アンケートを実施して希望者に実施）・新生児訪問にあわせて3回の面談を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数 28 面談回数 3回 面談実施合計 回数 84回	妊娠届出数 29 面談回数 3回 面談実施合計 回数 87回	妊娠届出数 30 面談回数 3回 面談実施合計 回数 90回	妊娠届出数 31 面談回数 3回 面談実施合計 回数 93回	妊娠届出数 32 面談回数 3回 面談実施合計 回数 96回
確保方策 こども家庭センター（設立までは子育て世代包括支援センター）	84回	87回	90回	93回	96回

■妊婦のための支援給付交付金

妊婦等包括相談支援事業と組み合わせて、経済的支援として妊婦であることの認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数の届出時に妊娠しているこどもの数×5万円を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
妊娠届出数	令和5年度	28人	32人
出生届出数		25人	30人

■養育支援訪問

妊婦等包括相談支援事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等やその保護者や妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導、助言を行いながら、要支援者の負担の軽減を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
要支援家庭に対する支援実施率	令和5年度	100%	100%

■妊婦一般健診助成制度

安心して妊娠、出産ができるように、妊婦健診の14回分と超音波健診の4回分の受診を無料で受けられるよう助成をします。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
助成対象人数	令和5年度	28人	32人

■産後ケア事業

出産後のお母さんが、安心して子育てができるよう助産師のいる指定施設での宿泊ケア（ショートステイ）やデイケア（日帰り）、訪問ケア（家庭訪問）により、育児相談や授乳相談などを受けることができる事業です。産後1年未満の間で、宿泊ケア・デイケアは各7日以内、訪問ケアは3日以内の利用ができます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ人数)	40人日	40人日	50人日	50人日	50人日
確保方策 業務委託 (延べ人数)	40人日	40人日	50人日	50人日	50人日

■よろず相談

乳幼児の身長体重測定等を行いながら、保健師、栄養士、保育士が育児に関する相談を受けます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実施回数	令和5年度	12回	12回

■すくすく相談会【再掲】

保健師、助産師、保育士による生後2か月の乳児を対象にした発育測定・個別相談を行います。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実施回数	令和5年度	8回	12回

■信濃町子育て支援資金融資事業

子育て支援を目的とした融資制度で、金融機関の適用金利から0.02%を引き下げた金利で融資が受けられます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
融資人数	令和5年度	0人	2人

■すくすく子育て支援事業

子育て支援事業の一環として、保護者に対し経済的負担の軽減を目的に育児用品等の購入費用に対する助成金として、第一子50,000円、第二子70,000円、第三子100,000円を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
支給人数	令和5年度	22人	30人

■保育料軽減事業

子育てにかかわる経済的負担を軽減するため、3歳以上の保育料無償化及び3歳未満児の第3子以降を無償化し、第2子を半額にするとともに、低所得世帯の無償化・半額補助を行います。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
多子世帯・低所得世帯の 保育料軽減	令和6年度	20人	18人

■保育園給食等無償化

信濃町立保育園の3歳以上児の副食費、3歳未満児の主食・副食費の無償化し、保護者負担の軽減に努めています。

■保育園児紙おむつ無償化事業【新規】

現在、保育園で使用する紙おむつについては、各家庭から持参いただいておりますが、子育てにかかわる経済的負担等を軽減するため、保育園で使用する紙おむつを令和7年度から無償提供します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
入園児童数（未満児）	令和6年度	20人	18人

■信濃小中学校学級費無償化

平成27年度から信濃小中学校の学級費を無償化し、保護者負担の軽減に努めています。

■学校給食費保護者負担軽減事業

信濃小中学校に在籍する児童生徒の多子世帯の保護者を対象に学校給食費の一部を補助し、保護者負担の軽減に努めています。

■特別支援教育支援員設置事業

児童の特性や学習進度などに応じて柔軟な支援を行うため、担任と学習支援員とのチーム支援体制とし、1・2年生には各学級、3・4年生には各学年に1人ずつ町費で学習支援員を配置します。

■初等部30人以下学級

児童一人ひとりに応じたきめ細やかな学習支援を行うため、4年生以下を30人以下学級とし、町費で常勤講師を配置します。

■鉄道通学運賃補助事業

平成27年度から北しなの線開業にともなって引き上げとなる鉄道運賃の負担軽減として、鉄道を利用する高校生の通学定期運賃の20%を、令和5年度からは30%を補助しています。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
対象人数	令和5年度	171人	145人

■奨学資金貸付事業

平成27年度から向上心を有し大学等へ就学を希望する者に対して、1人月額50,000円を、令和6年度からは月額60,000円を無利子で貸し付けしています。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
貸付人数（延べ）	令和6年度	18人	25人

施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進

【施策推進の背景と課題】

- ◆ひとり親家庭は困難な状況におかれていることから、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう支援を図る必要があります。

【施策の展開】

○ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活し、働くことができるよう、保育施設や子育て支援事業の利用促進とともに、経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給や各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

■母子家庭等児童福祉年金支給事業

母子・父子家庭に対して、18歳までの児童一人に年1回10,000円を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
支給対象児童数	令和5年度	73人	70人

■母子家庭等児童福祉手当支給事業

母子・父子家庭に対して、小学校就学前の児童一人に月3,000円を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
支給対象児童数	令和5年度	17人	12人

■児童扶養手当支給事業

18歳までの児童を扶養しているひとり親等に児童扶養手当を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
支給対象児童数	令和5年度	58人	50人

■母子家庭等高等学校通学費補助支給事業

通学定期を購入して鉄道及び路線バスで高等学校等へ通学している児童がいるひとり親家庭で児童扶養手当の全部支給を受ける家庭に対して定期代の半額を支給します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
補助対象者数	令和5年度	3人	7人

■要保護及び準要保護就学援助費支給事業

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に対して給食費等の費用を援助します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
支給対象者	令和5年度	40人	全員

施策6 ワークライフバランスの実現

【施策推進の背景と課題】

- ◆共働き家庭が増加しているなかで、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であることを理由に、出産を機に退職する女性は少なくなりましたが、一方で、子育て期にある30代、40代の男性で長時間労働を行う人の割合は依然として高く、子育てへの参画に対する意識や意欲の高まりに対し、実現できていない現状がうかがえます。また、ワークライフバランスの実現に向け、生活時間の充実と男女が協力して子育てすることの推進に取り組んできましたが、厳しい経済状況等を背景に成果が上がらない状況となっています。子どもの最善の利益を第一義とした上で、仕事と子育ての両立のための基盤整備をこれまで以上に図っていく必要があります。
- ◆延長保育や一時預かりなど、保護者の就労形態に応じた多様な保育の実施に向けた保育の充実が求められます。
- ◆小学校就学後も安全・安心な放課後の居場所の確保と就労形態によらず、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

【施策の展開】

- 仕事と生活の調和の実現に向け、事業主や保護者、地域住民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。
- 事業者に対し、各種法令・制度の遵守、活用に向けた広報・啓発を行います。
- 仕事と生活の調和の実現に向けた事業所の積極的な取り組みに対し、支援・評価する仕組みづくりを推進します。
- 仕事と子育ての両立のため、潜在的なニーズを含めた保育及び放課後子ども総合プランの充実を図ります。
- 多様な働き方に対応するきめ細かな子育て支援の展開を図ります。

■ワークライフバランスへの意識啓発

県やその他団体と連携しながら、事業所に対して研修会等の情報提供を行うなど意識啓発に努めます。

■子育てガイドブック配布

信濃町子ども・子育て支援事業計画の概要版を兼ねて「信濃町子育てガイドブック」を作成し、町で取組む子育て支援の情報提供に努めます。

■一時預かり事業【再掲】

2号認定または3号認定以外の保護者が、一時的な就労や出産、冠婚葬祭等により保育が必要な場合、保育園で一時的にお子さんを預かります。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実施箇所数	令和6年度	1か所	1か所

3. 地域ぐるみで子どもを育む環境

施策7 地域での青少年健全育成の充実

【施策推進の背景と課題】

- ◆核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、地域が関わりながら子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりが求められています。
- ◆学校や保育園の施設付近における通学、通園及び散歩コース等の安全確保のため、道路設置者及び警察等の関係機関と連携した安全推進が必要になっています。
- ◆地域全体で青少年健全育成に取り組みながら子どもの育ち保護者、地域、学校、保育園が支える仕組みづくりが求められています。
- ◆子どもの自立のために必要な発達段階に応じた子ども理解を地域、保護者、子どもの関係者が共通理解できるような学びの場と啓発が求められています。

【施策の展開】

- 学校運営協議会を中心としたコミュニティースクールの取り組みを充実させ地域住民が子どもの育ちを支えるよう推進します。
- 道路管理者及び警察等と連携して子どもの交通安全に取り組むための信濃町通学路安全推進会議を開催します。
- 信濃町青少年育成町民会議を通じて地区子ども会育成会の活動の助成を行い、地域の子育て支援と青少年の健全育成に取り組めます。
- 放課後子ども総合プランの充実を図るとともにしなの学校応援団と連携して地域未来塾を開設します。
- 信濃町子ども読書活動推進計画に基づく子どもの読書活動の促進に努め、子どもたちの豊かな心の成長を育みます。
- 保護者、地域、子どもの関係者が共通理解できる子ども理解のための学習会や講演会等を企画するよう努めます。

■防犯パトロール（有害環境チェック活動）

子どもたちの非行防止と防犯活動として地域のパトロールを実施することで、地域全体で子育てに取り組む機運の醸成につなげます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実施回数	令和6年度	2回	2回

■信濃町青少年育成町民会議

地区子ども会育成会への活動費の助成をしながら、地域の子育ての支援と次代を担う青少年の健全育成に取り組めます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
助成地区数	令和6年度	13地区	13地区

■通学路安全推進会議

登下校時の子ども安全を確保するため、道路管理者及び警察と連携して通学路の安全点検を行います。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
合同点検回数	令和6年度	0回	2回

■しなの学校応援団

信濃小中学校の学習・行事への支援、安心・安全への支援、環境整備への支援をいただき、地域の子どもの地域の方が学校と一緒に育てていきます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
活動人数（実人数）	令和6年度	25人	35人

■未来塾しなの

9年生を対象の中心として放課後の空き教室を活用して、自学自習のための場づくりに地域の方と一緒に取り組みます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
参加生徒数	令和5年度	延べ1,917人	延べ1,600人

■子ども読書活動推進事業

信濃町子ども読書活動推進計画に基づく子どもの読書活動の促進に努め、発達段階に応じた本をプレゼントして子どもの豊かな心の成長を育みます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
ブックスタート（2ヶ月児）	令和5年度	13人	30人
ファーストブック（3歳児）	令和5年度	28人	30人
セカンドブック（1年生）	令和5年度	34人	38人
サードブック（9年生）	令和5年度	57人	40人

■子ども理解の学習講演会等事業

子どもの自立のために必要な発達段階に応じた子ども理解を地域、保護者、子どもの関係者が共通理解できるよう講演会等を開催します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実施回数	令和6年度	—	1回

施策8 児童虐待防止対策の充実

【施策推進の背景と課題】

- ◆全国的に児童虐待が増加している背景には、少子高齢化の急速な進展と両親と子どもだけの核家族の増加があります。また、離婚率の上昇と再婚による連れ子と新しい配偶者の親子関係の成立の難しさがあります。核家族化の急速な流れのなかで、祖父母の指導や援助が受けられないために、子どもの心身の発達に応じた接し方や育児の方法が分からず、更に育児について相談できる人たちもいないという厳しい状況に若い親たちが置かれやすい社会環境になっていることが、児童虐待の問題とも密接に関係していると考えられます。
- ◆児童虐待の防止に向け、関係機関による要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、関係機関が連携を強化して、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し対応へと繋げていくことが重要です。また、専門性を有する場合の対応として、遅延なく児童相談所の対応を求めるほか、社会的養護施設との連携や協力体制の強化を図る必要があります。
- ◆地域の子育て支援を活用しながら、虐待防止に努めるとともに、子どもの発達や成長にあわせて、定期的に子育て不安を解消するための保護者向け講演会や研修会を開催する必要があります。

【施策の展開】

- 住民福祉課をはじめ、庁内関係各課との連携強化を図ります。また、要保護児童対策協議会を効果的な関係機関による組織体制へと拡充し充実を図ります。
- 児童虐待相談対応での対応を迅速かつ適切につなぐため、児童相談所をはじめ、各関係機関と連携を密にし、情報共有を図るとともに、各種研修会等への参加により職員の資質向上を図ります。
- 虐待の発生予防に向け、各種検診等の母子保健事業や医療機関、民生委員・児童委員等との連携、乳児家庭への訪問活動を通じて、妊娠、出産及び育児期の支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に必要な家庭に対する支援につなげます。
- 児童虐待防止法の趣旨や通報義務等について周知を図り、地域における見守りや声掛けの促進と通報による早期発見・早期対応につなげます。

■信濃町要保護児童対策地域協議会

組織体制を充実させ、県中央児童相談所、警察、保育園・小中学校等の関係機関による連携・情報共有を推進することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
実務担当者会議開催回数	令和6年度	2回	2回

■児童虐待防止法の周知

児童虐待の防止と疑いがある場合の通報についての啓発を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和6年度 目標値
啓発月間	令和元年度	1か月間	1か月間

■新生児訪問【再掲】

生後1か月までの新生児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行いながら支援を必要としている家庭の把握に努めます。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
訪問新生児数	令和5年度	26人	30人

■養育支援訪問事業【再掲】

妊婦等包括相談支援事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等やその保護者や妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導、助言を行いながら、要支援者の負担を軽減し児童虐待の防止を図ります。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
要支援家庭に対する支援実施率	令和5年度	100%	100%

施策9 子育てネットワークの拡充

【施策推進の背景と課題】

- ◆孤立した子育てにならないよう、保護者がお互いに子育ての喜びや悩みを話し合える存在が重要になります。保護者同士がつながりを持てる場と仕組みづくりが求められています。
- ◆少子化の影響で各地区にあった子育てグループの運営が難しくなったため1つに再編されましたが、母親の就労が進んだことで参加者が年々減少しています。新たな活動のあり方が求められつつあります。
- ◆本町が取り組む子ども・子育て支援事業を多くの保護者に利用してもらうための情報提供が求められています。

【施策の展開】

- 町のホームページ、子育て支援サイト、学校ホームページに子ども・子育て支援に関する情報を発信します。
- 出産届の提出の際に子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを配布します。
- 木育ルームなかよしを拠点に、保護者が主体となって活動をするサークル活動を支援しながら子育てネットワークの充実を図ります。

■子育てサークル支援事業

保護者が主体となって活動をするサークル活動を木育ルームなかよしを拠点として支援をします。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 見込値
サークル数	令和6年度	1サークル	1サークル

■子育てガイドブック配布【再掲】

信濃町子ども・子育て支援事業計画の概要版を兼ねて「信濃町子育てガイドブック」を作成し、町で取り組む子育て支援の情報提供に努めます。

■子どもに関するホームページ

インターネットを利用して子育て支援に関係する情報を発信するためのホームページを設置します。

指 標	基準年度	基準値	令和11年度 目標値
子育て支援サイト	令和6年度	1サイト	1サイト

第5章 計画の推進体制

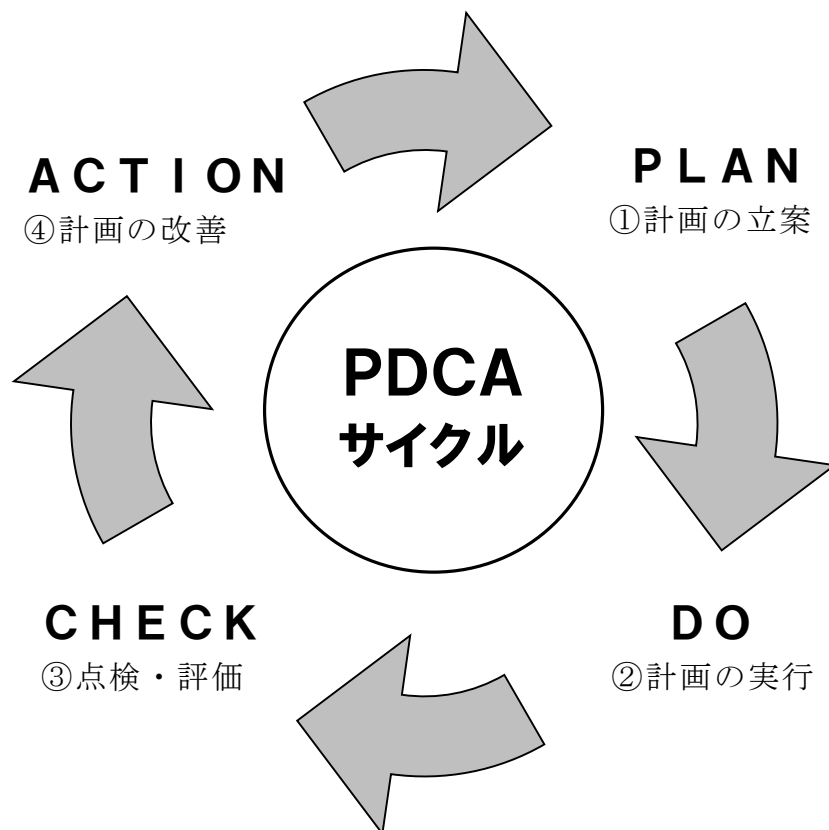
1. 関係機関等との連携

本計画を推進するにあたり、教育委員会組織だけでなく、子ども・子育てに関係する全庁的な調整を図り、総合的な取り組みとして推進します。

また、県、学校、保育園、病院等との連携及び協働体制の構築・強化を図りながら、子どもとその保護者を中心に据えた総合的な支援につながる施策の展開と円滑な子ども・子育て支援制度の充実を図ることとします。

2. 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成状況の点検・評価を行うために、信濃町子ども・子育て審議会において、実施事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について定期的に点検・評価をし、計画内容と実状に乖離^{かいり}が生じた場合や計画の見直しの必要があると判断した場合は、計画の見直しを行い、施策の改善が必要と判断されるものについては、施策の見直しを行いながら推進していきます。



第6章 資料編

1. 信濃町子ども・子育て審議会設置条例

平成26年3月24日信濃町条例第6号

改正：平成28年3月24日条例第18号

改正：令和5年9月29日条例第11号

信濃町子ども・子育て審議会設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、信濃町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 本条例において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例による。

(任務)

第3条 審議会は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 子ども関係団体に属する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り、別に定めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日条例第18号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月29日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2. 信濃町子育て支援事業一覧表

支援時期	事業名	事業内容	担当窓口
出産前支援	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期の母の不安を軽減するために、妊娠届出時、妊娠8ヵ月時（希望者）、出産後に保健師による面談を実施します。	住民福祉課 保健予防係
	妊婦のための支援給付交付金	妊婦や子育て世帯の経済的負担を軽減するため、妊娠1回につき5万円、出産後5万円を支給します。	住民福祉課 保健予防係
	ハローベビークラス	妊娠中の夫婦を対象に妊娠期間を健やかに過ごせるように、保健師、助産師、栄養士によるセミナーを行います。併せて、産後1年以内の母親を対象にした骨盤ケアも実施します。	住民福祉課 保健予防係
	妊婦・産婦一般健診助成制度	安心して妊娠、出産ができるように、妊婦健診の14回分と超音波健診の4回分、産婦健診の2回分の受診費用を無料で受けられるよう助成をします。	住民福祉課 保健予防係
	妊婦歯周疾患健診	妊娠期間中に1回無料で歯科検診を受けられます。	住民福祉課 保健予防係
	産後ケア	出産後の母親が産院スタッフから助言をもらいながら、心身のケアを受け安心して子育てできるよう指定施設において宿泊、通所、訪問等の支援を受ける事ができます。	住民福祉課 保健予防係
乳児期支援	新生児聴覚検査費用助成制度	産院で実施する新生児聴覚検査の費用を助成します。	住民福祉課 保健予防係
	すくすく子育て支援事業	子育て支援事業の一環として、保護者に対し経済的負担の軽減を目的に育児用品等の購入費用に対する助成金として、第一子50,000円、第二子70,000円、第三子100,000円を支給します。	住民福祉課 保健予防係
	新生児訪問	生後1か月までの新生児のいる全ての家庭を保健師が訪問をして、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。	住民福祉課 保健予防係
	養育支援訪問	新生児全戸訪問事業等により把握した、養育を支援する必要がある乳児等やその保護者や妊産婦に対して、保健師等による養育に関する相談、指導、助言を行いながら、要支援者の負担の軽減を図ります。	住民福祉課 保健予防係
	よろず相談	乳幼児の身長体重測定等を行いながら、保健師、栄養士、子育て相談員が育児に関する相談を受けます。	住民福祉課 保健予防係
	すくすく相談会	保健師、助産師、子育て相談員による生後2か月の乳児を対象にした発育測定・個別相談を行います。	住民福祉課 保健予防係
	新生児・乳幼児健診	個別健診を生後1か月で実施します。 小児科医による健診や歯科指導、個別相談等を4か月・7か月・10か月・1歳半・3歳児に実施します。	住民福祉課 保健予防係

支援時期	事業名	事業内容	担当窓口
幼児期支援	子育て支援センター 「木育ルームなかよし」	子育て中の親子同士の交流の機会を増やしながら、自主的な子育てサークルの活動を「木育ルームなかよし」で支援します。	教育委員会 子ども支援係
	利用者支援事業	子育て支援サービス等に関する情報提供や相談及び助言を行う窓口として、基本型（主に行政機関の窓口等を活用）による利用者支援事業として、「木育ルームなかよし」事業と連携しながら、確保方法を検討していきます。	教育委員会 子ども支援係
	おやこ教室	未就園児を対象に集団での遊びの体験や保護者の育児不安を軽減するための教室です。	住民福祉課 保健予防係
	子育てサークル支援事業	保護者が主体となってサークル活動を展開する場合の情報提供を行うとともに、交流の場の提供を図ることで、子育て中の親子同士のネットワークが広がるよう支援します。	教育委員会 子ども支援係
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的・臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者となります。	教育委員会 子ども支援係
保育期支援	保育園認定保育	町立4保育園で2号認定の利用定員210人と3号認定の利用定員70人の保育を行います。	教育委員会 子ども支援係
	特別利用保育及び預かり保育	町立4保育園で1号認定の子どもを特別利用保育と預かり保育により2号認定の利用定員の範囲内で2号認定と同様に保育を行います。	教育委員会 子ども支援係
	延長保育及び時間外保育	働く保護者の子育て支援のために午後7時まで延長保育及び時間外保育を行います。	教育委員会 子ども支援係
	一時預かり事業	2号認定または3号認定以外の保護者が、一時的な就労や出産、冠婚葬祭等により保育が必要な場合、週3回、最長15日連続を限度に保育園で一時預かりをします。	教育委員会 子ども支援係
	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、0歳6ヶ月から2歳の未就園児に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度です。	教育委員会 子ども支援係
	障がい児保育	研修等を通じて、障がいに対する保育士の理解を深めるとともに、加配等を図りながら、医療ケアの必要な子どもの受け入れについても体制の整備を充実させます。	教育委員会 子ども支援係
	保育料減免事業	子育てにかかわる経済的負担を軽減するため、3歳以上の保育料無償化及び3歳未満児の第3子以降を無償化し、第2子を半額にするとともに、低所得世帯の無償化・半額補助を行います。	教育委員会 子ども支援係
	保育園給食等無償化	信濃町立保育園の3歳以上児の副食費、3歳未満児の主食・副食費の無償化し、保護者負担の軽減に努めています。	教育委員会 子ども支援係
	保育園児紙おむつ無償化	子育てにかかわる経済的負担等を軽減するため、保育園で使用する紙おむつを令和7年度から無償提供します。	教育委員会 子ども支援係

支援時期	事業名	事業内容	担当窓口
保育期支援	心理相談事業	公認心理師等の専門家による保育園訪問により、発達について専門的な支援が必要な子どもに対する支援方法の助言を行うことで保育園の支援体制を整えます。	教育委員会 子ども支援係
	すこやか教育相談	保育園保護者の子育ての悩みや小学校への就学に向けての不安について、特別支援教育の専門相談員による相談を行い、保護者の不安の軽減と適切な就学に向けた支援へとつなぎます。	教育委員会 子ども支援係
	保小連絡会	保育園と信濃小中学校が、相互に連携を図りながら情報の引継ぎをすることにより、就学に向けて円滑な接続を図ります。	教育委員会 子ども支援係
義務教育期支援	未来塾しなの	令和3年度から9年生を対象の中心として地域人材の協力を得ながら自学自習を放課後の空き教室で行います。	教育委員会 総務教育係
	信濃小中学校学級費無償化	「ふるさと学習」「読書活動」「特別支援教育」を中心に小学校から中学校までの9年間の一貫教育により、信濃町に誇りを持ち、次代を担う人材の育成をします。また、学級費を無償化し子育てに係る費用負担の軽減を図ります。	教育委員会 総務教育係
	学校給食費保護者負担軽減事業	信濃小中学校に在籍する児童生徒の多子世帯の保護者を対象に学校給食費の一部を補助し、保護者負担の軽減を図ります。	教育委員会 総務教育係
	信濃小中学校特別支援教育支援員設置事業	児童の特性や学習進度などに応じて柔軟な支援を行うため、担任と学習支援員とのチーム支援体制とし、1・2年生には各学級、3・4年生には各学年に1人ずつ町費で学習支援員を配置します。	教育委員会 総務教育係
	信濃小中学校初等部30人以下学級	児童一人ひとりに応じたきめ細やかな学習支援を行うため、4年生以下を30人以下学級とし、町費で常勤講師を配置します。	教育委員会 総務教育係
	しなの学校応援団	信濃小中学校の学習・行事への支援、安心・安全への支援、環境整備への支援の登録をいただき、地域の子どもを地域の方が学校と一緒に育てていきます。	教育委員会 生涯学習係
	教育支援委員会	障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の就学について、子どもの発達の専門委員に相談をして、一人ひとりの児童にとって最も適切な就学先を保護者との合意形成により決定していきます。	教育委員会 子ども支援係
	信濃町相談支援関係者連絡会	町の特別支援教育に関係した学校、医療、福祉、保健、保育等の各分野の関係者による情報交換によって各関係機関での切れ目のない一貫した支援につなげます。	教育委員会 子ども支援係
	放課後児童クラブ (放課後子ども総合プラン)	保護者の就労等により、放課後等の保育を必要とする児童の健全育成を図るため、1年生から6年生を対象に放課後の児童の安全な居場所作りと保護者の子育て支援をします。また、放課後子ども総合プランによる子ども教室と一体的な運営をします。	教育委員会 子ども支援係

支援時期	事業名	事業内容	担当窓口
義務教育期支援	放課後子ども教室 (放課後子ども総合プラン)	子どもたちの興味関心の幅を広げながら社会力の向上と地域の子育て力を高める取り組みとして、地域の人が講師になって、高学年を対象にした放課後子ども教室を行います。また、放課後子ども総合プランによる児童クラブと一体的な運営をします。	教育委員会 生涯学習係
高校期支援	鉄道通学運賃補助事業	北しなの線開業にともなって引き上げとなる鉄道運賃の負担軽減として、鉄道を利用する高校生の通学定期運賃の20%を補助します。	教育委員会 子ども支援係
大学期支援	奨学資金貸付事業	向上心を有し大学等へ就学を希望する者に対して、1人月額50,000円を無利子で貸し付けをします。	教育委員会 子ども支援係
ひとり親 家庭支援	母子家庭等児童福祉 年金支給事業	母子・父子家庭に対して、18歳までの児童一人に年1回10,000円を支給します。	住民福祉課 福祉・介護保険係
	母子家庭等児童福祉 手当支給事業	母子・父子家庭に対して、小学校就学前の児童一人に月3,000円を支給します。	住民福祉課 福祉・介護保険係
	児童扶養手当支給事業	18歳までの児童を扶養しているひとり親等に児童扶養手当を支給します。	住民福祉課 福祉・介護保険係
	母子家庭等高等学校通学費 補助支給事業	通学定期を購入して鉄道及び路線バスで高等学校等へ通学している児童がいるひとり親家庭で児童扶養手当の全部支給を受ける家庭に対して定期代の半額を支給します。	住民福祉課 福祉・介護保険係
	要保護及び準要保護就学援助費支給事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に対して給食費等の費用を援助します。	教育委員会 総務教育係
全般支援	障がい児支援事業	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援等、障がいの特性に応じた支援事業を実施します。	住民福祉課 福祉・介護保険係
	ながの子育て家庭優待 パスポート事業	18歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗ごとに定められた子育て支援サービスが受けられるパスポートカードを配付します。また、町内の協賛店を掲載したチラシを配布します。	教育委員会 子ども支援係
	信濃町青少年育成町民会議	地区子ども会育成会への活動費の助成をしながら、地域の子育ての支援と次代を担う青少年の健全育成に取り組みます。	教育委員会 子ども支援係
	信濃町要保護児童対策地域協議会	組織体制を充実させ、県中央児童相談所、警察等の関係機関による連携・情報共有を推進することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。	教育委員会 子ども支援係
	子育てガイドブック配布	信濃町子ども・子育て支援事業計画の概要版を兼ねて「信濃町子育てガイドブック」を作成し、町で取り組む子育て支援の情報提供に努めます。	教育委員会 子ども支援係

第 3 期 信濃町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和 7 年 3 月

編集・発行 信濃町教育委員会 子ども支援係